

海陽町教育大綱及び 第4期海陽町教育振興計画

令和8年度～令和12年度



令和8年3月

海陽町教育委員会

はじめに



インドで発見された狼に育てられたアマラとカマラ。彼女たちは両手をついて行動し、食べるときは手を使わず地面に置かれた皿に顔を近づけ、遠吠えのような声をたてる以外は音声を発しませんでした。その後カマラは2本足で立つことに成功し、少しずつではありますが言葉をしゃべるようになりました。真実は分かっていませんが、文明から切り離されて育てられた子どもの事例として有名な逸話です。

教育とは、人間が生きていく上で非常に重要で、その人の人格すら変えてしまいます。

教育基本法では教育の機会均等を謳っていますが、実際の世の中では都市部と田舎の教育格差が生まれ、子どもたちの将来を大きく左右しています。時代が目まぐるしく変わり、社会の形成者として必要とされる基本的な資質が大きく変化する中で、現在の教育基本法に明記されている普通教育そのものが大きく変わりつつあるのではないのでしょうか。

今後は、地理的条件に負けず将来の世界を担う子どもたちの未来を広げ、卒業してからの長い人生にそれぞれの可能性を最大限に発揮できるよう、常に先を見る教育を田舎でも展開する必要があります。選択肢の少ない田舎にいても将来に選択肢をたくさん持てるようにしていくことが、真にこの地に必要な教育なのです。

この大綱は、都会に負けている部分を洗い出し、逆に現状の強みを探った中で、「町外に出なくても都会に負けない教育が受けられる」ということに重点を置いて、全ての子どもたちが共通のスタートラインに立つことのできる海陽町の教育のあるべき姿を示しています。

我々は、グローバルな視点で誰もが学び、既成概念や前例にとらわれず幼児期から高校まで各校が連携して、A I時代に対応できる人材育成とI C T環境の整備を行っていくとともに、それをきっちりと活用し、遠隔地にいてもハンズオン授業を受けることのできるハード&ソフトが常に整った環境を整備します。そして町の財政とも調和する中で未来永劫子どもたちの学びを止めず、更にはそのシステムを使い生涯を通して住み慣れた場所で、全ての人の可能性とチャンスを最大化する持続可能な教育環境を実現していきます。

令和8年3月

海陽町長 三浦茂貴

ごあいさつ



美しい海と山に抱かれ、四季折々の自然と温かな人々の営みが息づく海陽町。私たちはこの豊かな風土の中で、次代を担う子どもたちを育み、地域の文化を大切に紡いできました。こうした恵まれた環境は、子どもたちの感性を育て、ふるさとへの誇りを育む大切な土壌となっています。

しかし今、世界はかつてないスピードで変化しています。デジタル技術の革新、価値観の多様化、国際社会の相互依存の高まりなど、社会の構造そのものが揺れ動く中で、教育に求められる役割も日々変化しています。だからこそ、海陽町

ならではの教育のあり方を改めて見つめ直し、子どもたちが未来へ向かって確かな一歩を踏み出すための「羅針盤」を示すことが、今まさに求められています。

このたび策定いたしました「第4期海陽町教育振興計画」では、「つながる ひろがる 未来へ活かす 学びのフィールド海陽町」を基本理念として掲げました。この理念には、急速に変化する国際社会の中で、子どもたちが自らの可能性を広げ、世界と共に未来を創り出していくことへの願いが込められています。ICTを活用して国内外の人々や多様な文化と「つながる」こと。世界の課題や新しい価値観に触れながら、多様な体験を通して子どもたちの可能性が大きく「ひろがる」こと。そして、そこで培った力を、自らの人生だけでなく、地域社会や国際社会の未来へと「活かす」こと。この三つの柱を軸に、海陽町だからこそ実現できる“本物の学び”を創り出していきます。

具体的には、ICT教育とグローバル教育の推進による発想力・表現力の育成、安心して学べる教育環境の整備、そして地域全体で子どもたちを支える仕組みづくりを重点目標としました。また、子どもたちだけでなく、大人も学び続け、地域文化を継承・発展させていく「学びの循環」を生み出すことで、持続可能な地域コミュニティの形成をめざします。

海陽町の子どもたちが、ふるさとに誇りを持ちながら、数十年後の世界でも堂々と活躍できる人材へと成長すること。そして、この町に暮らすすべての人が、学びを通じて豊かさと喜びを実感できること。それこそが、私たちが描く未来の姿であり、本計画に込めた願いです。

本計画の推進にあたり、町民の皆様の温かいご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。また、本計画の策定にあたりご尽力賜りました「海陽町教育振興計画策定委員会」の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました皆様に対し、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

海陽町教育委員会教育長 三浦良

目 次

第1編	海陽町教育大綱（令和8年度～令和12年度）	
1	趣旨	1
2	教育大綱の位置付け	2
3	基本理念・重点目標	3
第2編	海陽町教育振興計画（令和8年度～令和12年度）	
第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	5
2	計画の期間	6
3	計画の位置付け	7
4	アンケート調査結果	10
5	第3期海陽町教育振興計画の進捗状況	22
第2章	海陽町の教育環境を取り巻く社会情勢	
1	国の教育施策	24
2	徳島県の教育施策	29
3	SDGs（持続可能な開発目標）について	30
4	時代の潮流	34
第3章	海陽町の教育を取り巻く現状	
1	海陽町の現状	37
第4章	施策の展開	
1	施策体系	48
2	各施策と関連するSDGsの目標	49
3	施策の展開	52
第5章	計画の推進	
1	計画の推進体制	67
2	計画の進行管理	68
参考資料		
1	海陽町教師5則	69
2	海陽町教育委員会津波3原則	70
3	海陽町指定等文化財一覧	70
4	海陽町教育振興計画策定委員会設置要綱	74
5	海陽町第4期教育振興計画策定委員会委員名簿	76
6	用語解説	77

第 1 編
海陽町教育大綱

令和 8 年度～令和 1 2 年度



1 趣旨

本町の豊かな自然環境や地域資源、伝統文化を活かした「海陽町ならではの」の教育を推進し、一人ひとりの子どもが持つ大きな可能性を引き出し、子どもたちを社会全体で大切に育ててきました。

国においては、第4期教育振興基本計画を示し、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング^{※2}の向上」を総括的な基本方針として掲げ、誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進をめざしています。

徳島県においても、徳島県教育振興計画（第4期）において、「個性と国際性に富み、夢と志あふれる『人財』の育成」を基本方針とし、教育DX^{※3}、シビックプライドを育む教育、いじめ・不登校と向き合う学校づくり、教員の働き方改革などを重点項目として、「未来に引き継げる徳島」に向けた教育環境づくりを進め、誰一人取り残されない、教員や保護者、地域の人々も含めた社会全体の「ウェルビーイング^{※2}」を実現させていくことを重要と示しています。

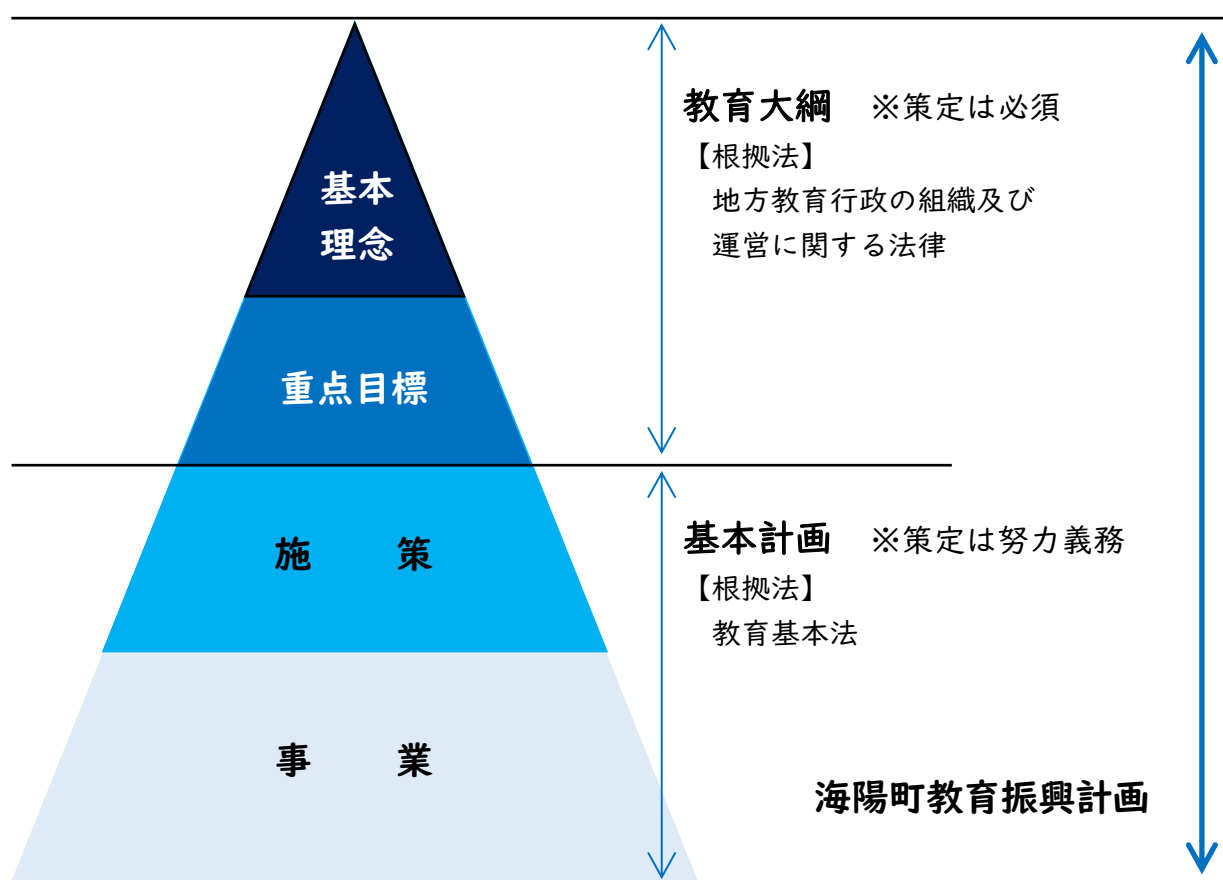
本町では、町長と教育委員会で構成される「総合教育会議」において、「海陽町総合計画」のまちづくりの方針との整合を踏まえた協議を重ね、「未来社会の創り手」として、主体的に考え行動する力や、多様な人々と協働する力、新たな価値を創造する力等を身につけ、ふるさと海陽への愛着と誇りを持ちながら、地域、そして世界で活躍できるグローバル人財^{※4}を育成するための教育の5つの重点目標を本大綱において示すものです。

2 教育大綱の位置付け

当計画では、「基本理念」と「重点目標」により、町の教育のめざすべき方向性を定めています。そして、教育を6つの分野（学校教育、生涯学習、防災教育、人権教育、文化・スポーツの振興、教育基盤の整備）に分類し、分野ごとに「施策」、施策を実現させるための具体的な取組である「事業」を示しています。

教育大綱は、総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、「基本理念」と「重点目標」で構成します。

一方、基本計画は、「施策」と「事業」から成る“大綱のアクションプラン”と位置づけます。



※教育振興計画を定める場合、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができます。首長が総合教育会議において教育委員会と協議し、教育振興計画をもって大綱に代えることと判断した場合は、大綱を別途策定する必要はありません。（文部科学省「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」から引用）

よって、海陽町では、教育大綱と基本計画を合わせて教育振興計画とします。

3 基本理念・重点目標

(1) 基本理念

【基本理念】

つながる ひろがる 未来へ活かす 学びのフィールド海陽町

(2) 重点目標

「世界中の人々となつがり、可能性をひろげ、未来の社会で活躍できる人材育成」をめざし、これまでの取組をさらにブラッシュアップしていくために、次の5つを重点目標に掲げます。

1

未来を創造する海陽町教育の推進

ICT^{※5}教育とグローバル教育の2本柱で、多様な人・地域・文化・情報となつがり、感性を養い、発想力を鍛えます。さらに、その力を活かすフィールドを整え、体験を通して本物の学びを深めていきます。こうした多様な体験から数年後も数十年後も世界で通用する教育を展開します。

2

安全で安心な都会に負けない教育環境づくり

すべての子どもが安全で安心して学べる教育環境を整備するため、学校施設の計画的な整備と防災機能の強化を図ります。また、人口減少や少子化においても教育の質を維持・向上させるため、学校再編を進めるとともに、ICT環境を最大限に活用し、選択肢の広がる都会に負けない環境を整備します。

3

地域・家庭・学校・自治体が協働する教育の推進

多様化・複雑化する子どもを取り巻く社会の中で、すべての子どもが持つ可能性の「スイッチ」を確実に入れられるよう、町をあげて取組を進めます。いじめや不登校、子どもの貧困^{※6}、ヤングケアラー^{※7}といった課題に対しても、横の連携を強化し、地域一丸となって支え合う体制を整えることで、すべての子どもの可能性を最大限に引き出す共生社会の実現をめざします。

4

生涯を通して活躍できる社会教育の推進

人生 100 年時代において、何歳になっても明日という未来のために夢を持って学び続け、その成果を地域社会に還元できるよう社会教育の充実を図ります。変化の激しい社会に対応するため、ICT をフル活用して学びの選択肢を広げるリカレント教育^{※8}を推進し、新たな知識や技能を身につけられる環境を構築します。

この町が未来を描けるキャンパスとなり、子どもから大人まで、誰もがワクワクしながら学び、共に成長できる持続可能な地域コミュニティの形成をめざします。

5

ふるさとに誇りを持ち、ふるさとを愛する地域文化の継承

ふるさとの豊かな歴史・文化への理解を深め、次世代に継承するため、町をあげて取り組み、親しみやすいストーリーのある発信や機会づくりを進めます。これにより、地域への愛着やふるさとを愛する気持ちを育むとともに、ふるさとに誇りを持てる文化財の整備・活用に努めます。

第2編
海陽町
教育振興計画

令和8年度～令和12年度



I 計画策定の趣旨

海陽町教育委員会（以下、「町教育委員会」という。）では、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間の基本指針である「第3期海陽町教育振興計画」に基づき、本町の持続的な発展に不可欠な「人」の育成をめざして教育行政を進めてきました。

一方、国では、平成30（2018）年に策定された第3期教育振興基本計画において進められた「人生100年時代を豊かにする、生涯にわたる教育を通じた一人ひとりの可能性・チャンスの最大化」を継続しつつ、将来の予測が困難な時代においても社会課題の解決を通じて持続可能な社会を創ることのできる人材育成のために人への投資を行うとともに、教育を通じてウェルビーイング^{※2}を向上させ、多様な個人が幸せや生きがいを感じられる豊かな社会を形成していくことをコンセプトに、令和5（2023）年6月に第4期教育振興基本計画が策定されました。

また、徳島県では、教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その目標や方針を定めた「徳島教育大綱」と大綱の行動計画として位置づけられる「徳島県教育振興計画（第4期）」が、令和6（2024）年3月に策定されています。

町教育委員会では、前述のような国及び県の教育振興計画の見直しを受け、近年の社会情勢の変化や教育を取り巻く状況の変化を考慮し、海陽町の教育施策を総合的かつ、計画的な視点に立って推進していくための指針及びその行動計画として、「海陽町教育大綱及び第4期海陽町教育振興計画」を策定します。

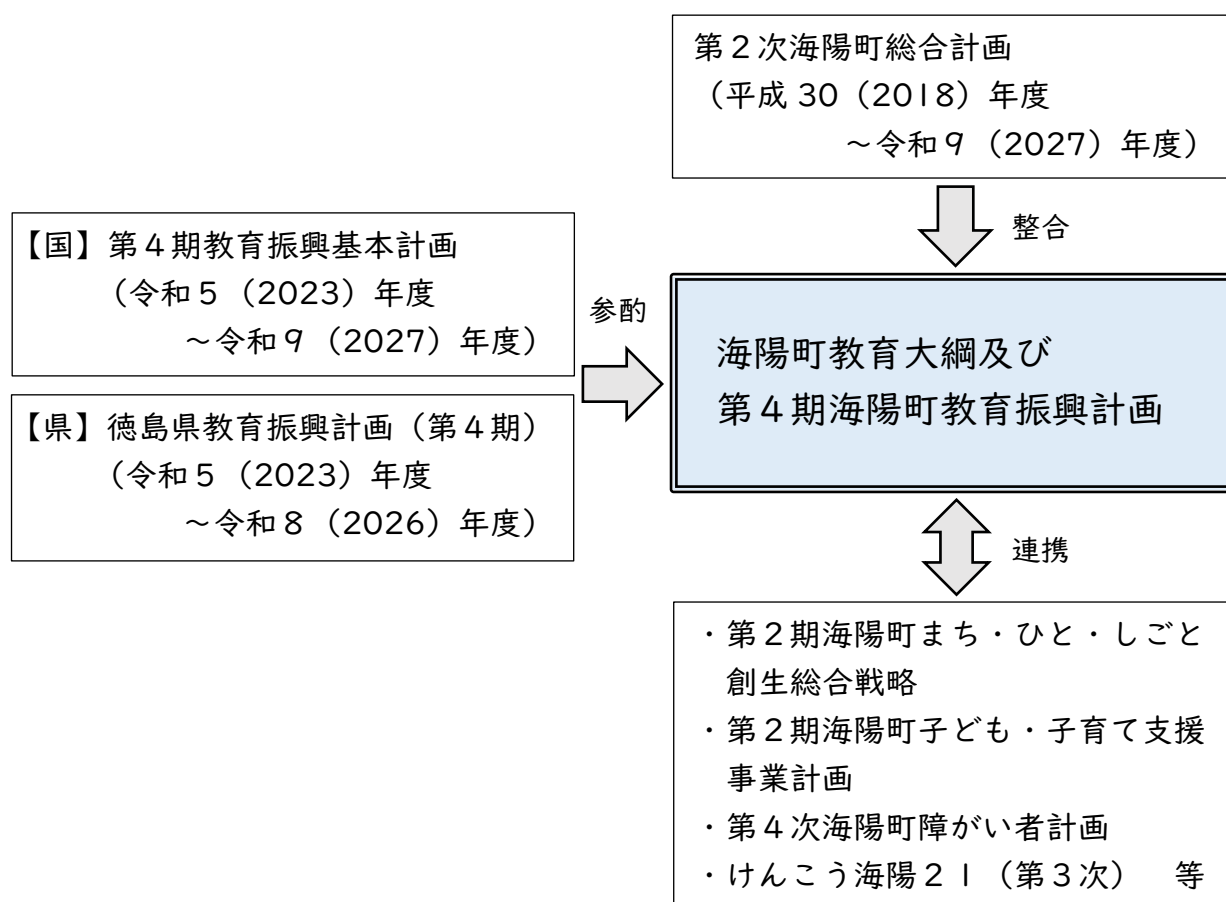
2 計画の期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
国 教育振興 基本計画	第4期計画 (R5年度～R9年度)			次期計画			
徳島県 教育振興計画	第4期計画 (R5年度～R8年度)		次期計画				
海陽町 総合計画	第2次計画 (H30年度～R9年度)			次期計画			
海陽町 教育振興計画	第3期 計画	第4期計画 (R8年度～R12年度)					次期計画

3 計画の位置付け

- ・本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」となるものです。
- ・計画の策定にあたっては、国の「第4期教育振興基本計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）」、県の「徳島県教育振興計画（第4期）（令和5（2023）年度～令和8（2026）年度）」を参酌しています。
- ・本町のすべての計画の基本となる「第2次海陽町総合計画（平成30（2018）年度～令和9（2027）年度）」を踏まえながら、その他の個別計画と連携を図っています。



・第3次海陽町総合計画に盛り込まれている教育関連施策は、以下に示すとおりです。
町の施政方針において、これだけの施策が教育に密接に関連していることから、当計画においては十分に整合性を図っていきます。

海陽町の将来像

ひと・ゆめ・みらい 笑顔つながる海陽
～もっと ずっと 住み心地の良いまちをめざして～

基本目標Ⅰ はぐくむまち

方針Ⅰ 安心して子どもを産み育てることができる（子育て、教育）

■教育環境の整備・充実【教育】

児童生徒の基礎学力の確実な定着が図られる学習環境をはじめ、子どもたちが地域に愛着を持ち、暮らし続けたいと思えるよう、地域の人々の暮らしや、生み出された産物、行事やイベントに関する学習や町内企業・施設での体験学習を通し、近隣学校の同学年同士の親睦を図るなどの取組を行います。

主要施策

- ・地域を担う人材の育成 ・学校経営と校種間連携の基盤強化
- ・「体・徳・知」のバランスのとれた力の育成
- ・安全・安心な教育環境の充実 ・青少年が活動できる環境づくり

方針Ⅱ 豊かな人間性が育まれる（生涯学習、文化・スポーツ）

■生涯を通じた学習の支援【生涯学習】

生涯学習として、人材育成に重点を置いた「学び」をひとつづくり・まちづくりに活かす仕掛けと連動した、子どもから大人まですべての世代が、ふるさとの魅力を感じる社会教育のまちづくりを推進します。

主要施策

- ・生涯学習の推進 ・学びをまちづくりに活かす活動の推進
- ・学びを支える環境の整備

■文化・スポーツ活動の振興【文化・スポーツ】

文化芸術に関連した多彩な活動を通じて、文化芸術に触れる機会を創出し、豊かな感性が育まれるまちをめざします。町内のスポーツ施設を活用した、町内外の住民が交流できるスポーツ大会の開催や、地域密着型クラブや総合型地域スポーツクラブなどと連携し、ライフスタイルに応じて幅広くスポーツ活動を行えるまちをめざします。

主要施策

- ・芸術文化活動の推進 ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・文化・スポーツ活動環境の整備・充実

方針Ⅲ 思いやりとふれあいがあふれる（健康、福祉）

■健康づくり・地域医療の推進【健康】

妊婦、子ども、成人、高齢者などすべての住民が、健康で安心した生活を送れるよう、医療機関など地域の関係者と連携しながら生涯を通じた健康づくりに取り組みます。

主要施策

- ・住民の健康を支える体制づくり ・食育の推進

■地域福祉の推進【地域福祉】

子どもや高齢者、障がい者をはじめ、ひとり親家庭、生活困窮家庭などにおいて、地域の様々な生活課題に対し、地域の相互理解による支え合い活動が活発に行われ、誰もが住み慣れた地域で安心した暮らしや積極的な社会参加ができる地域づくりを進めます。

主要施策

- ・地域ぐるみで取り組むまちづくり

基本目標2 にぎわうまち

方針1 交流によりにぎわいが生まれる（観光、歴史）

■歴史・伝統の継承と発信【歴史】

自然や歴史・文化、民俗芸能などを次世代へと継承していくため、価値や魅力を町内外へ広く発信することや自然体験の活用や歴史探索の実施、民俗芸能の後継者育成などに取り組みます。

主要施策 ・自然や歴史・文化遺産の保全と利活用 ・伝統文化の保存、継承及び活用
・文化財や文化施設などの連携と有効活用

方針3 豊かな自然を次代につなげる（自然環境）

■自然環境の保全【環境】

本町の有する豊かな自然環境を次代に受け継ぐため、住民一人ひとりの環境負荷の少ない暮らしや産業活動の促進、環境保全対策などを進め、地域ぐるみで環境にやさしい社会の実現をめざします。

主要施策 ・環境保全の意識啓発と活動の支援

基本目標3 すみよいまち

方針1 安心・安全に暮らすことができる（防災、防犯）

■災害や緊急時に強い地域社会の実現【防災】

災害時の体制として、公共施設などの計画的な耐震化や解体の検討に取り組むとともに、避難所の適正配置や高齢者、障がい者などの要配慮者の避難や男女の性差にも配慮した避難所運営など、災害時支援体制の確保に取り組みます。

主要施策 ・防災体制と災害時の対応強化

■安全な暮らしの確保【防犯・交通安全】

犯罪や消費者被害から住民を守ることができるよう、地域における「犯罪からの安全」の実現をめざし、総合的な視点から、行政・警察・住民が連携してその実現に取り組みます。

主要施策 ・消費者保護対策の充実

方針2 快適な生活空間をつくる（生活基盤、交通）

■地域情報化の推進【通信】

多様な情報発信手段を利用し、住民とのコミュニケーションや本町の魅力の発信手段として広報活動などを展開するとともに、情報化に対応した取り組みを推進します。

主要施策 ・情報教育の推進

方針3 住民とともに未来をつくる（協働、人権、行政運営）

■人権が尊重され差別のない社会の実現【人権】

人権尊重社会の実現に向けた教育・啓発に努め、新たな人権課題にも対応しながら、住民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない誰もが暮らしやすい社会の実現をめざします。

主要施策 ・人権教育・啓発の推進

■男女が共に活躍できる社会の実現【男女参画】

男女が共に社会のなかで活躍できる町をめざし、講演会やワークショップの実施などの広報・啓発活動や多様な働き方に対する支援や再チャレンジ支援などの充実に取り組みます。

主要施策 ・男女共同参画の推進 ・男女間の暴力や人権侵害の防止

4 アンケート調査結果

町の教育に関する状況や課題などを把握するため、「教育振興計画策定に関するアンケート調査」を実施し、その結果を計画に反映しました。

【調査の概要】

①住民向けアンケート

期 間：令和7年9月26日から令和7年10月10日まで

対象者：海陽町内に居住する満18歳以上の人を対象に、住民基本台帳から無作為抽出

方 法：郵送による配布、回収もしくはWEB回答

配布数：500件

回収数：197件（回収率39.4%）

②保護者向けアンケート（A票：自身の子どもについて）

期 間：令和7年9月26日から令和7年10月10日まで

対象者：海陽町内の小学校4～6年生、中学校1～2年生に在籍する児童・生徒の保護者全員

方 法：学校を通じて配布、回収もしくはWEB回答

配布数：222件

回収数：134件（回収率60.4%）

③保護者向けアンケート（B票：保護者本人について）

期 間：令和7年9月26日から令和7年10月10日まで

対象者：海陽町内の小学校4～6年生、中学校1～2年生に在籍する児童・生徒の保護者全員

方 法：学校を通じて配布、回収もしくはWEB回答

配布数：222件

回収数：112件（回収率50.5%）

④教職員向けアンケート

期 間：令和7年9月26日から令和7年10月10日まで

対象者：かいようこども園、海陽町内の小学校、中学校に勤務する教職員全員

方 法：こども園、学校を通じて配布、WEB回答

配布数：109件

回収数：80件（回収率73.4%）

【調査結果】

問 （教職員）海陽町教育振興の取組の「満足度」と「重要度」

【学校教育】

重要度・満足度ともに平均より高い取組は「学校給食の充実」、「ICT^{※5}教育の推進」、「スクールカウンセラー^{※21}・スクールソーシャルワーカー^{※22}活用」となっています。また、重要度が高いものの、満足度が平均よりも低い取組として、「いじめ・不登校防止」、「学力向上推進」、「家庭教育の充実」などが挙げられます。

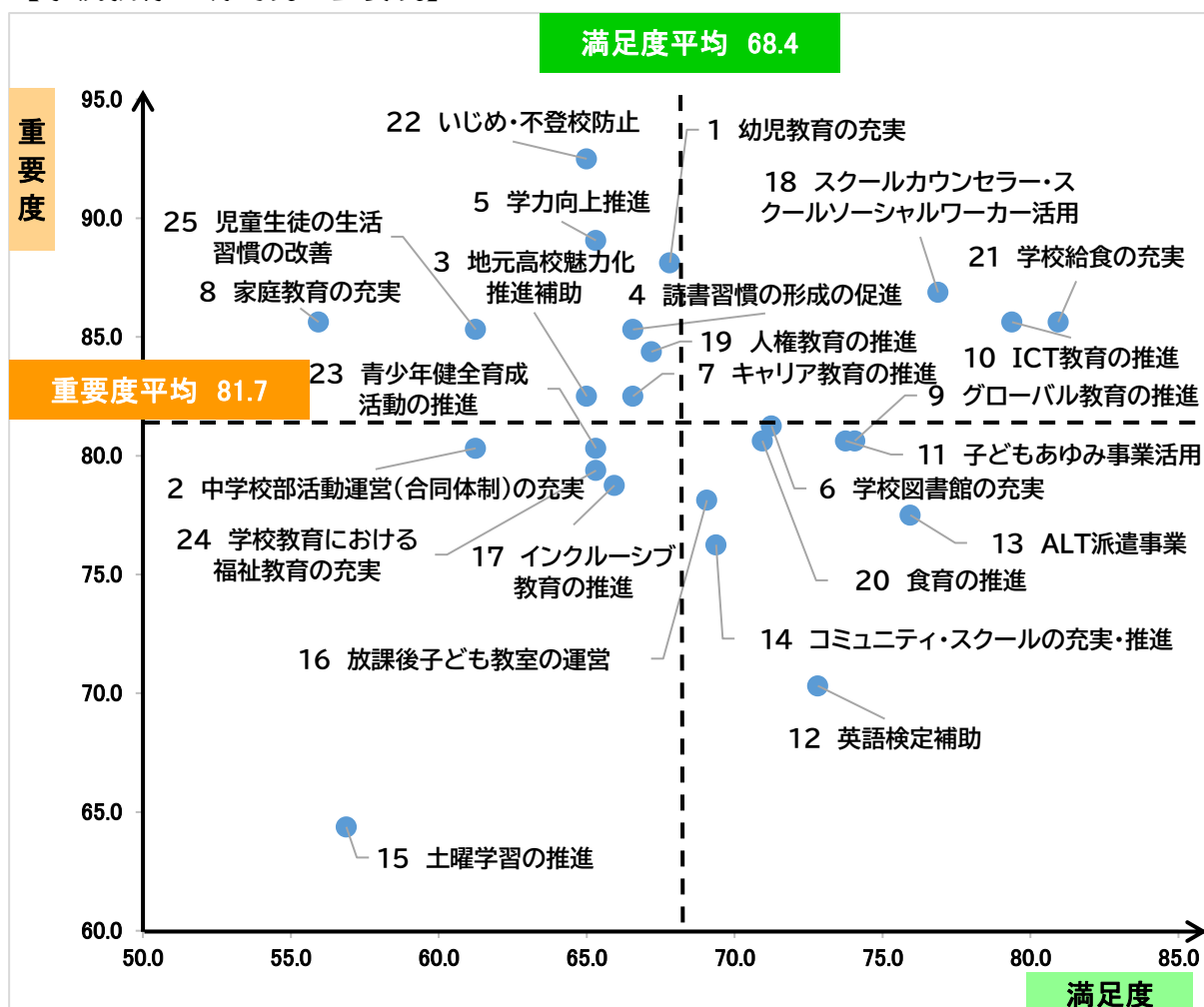
【生涯学習】

重要度・満足度がともに平均より高い取組は「図書館の運営の充実」、「博物館の運営の充実」、「挨拶や声掛けによる教育の充実」となっています。また、重要度が高いものの、満足度が平均よりも低い取組として、「生涯教育の振興と充実」、「地域における福祉教育の充実」となっています。

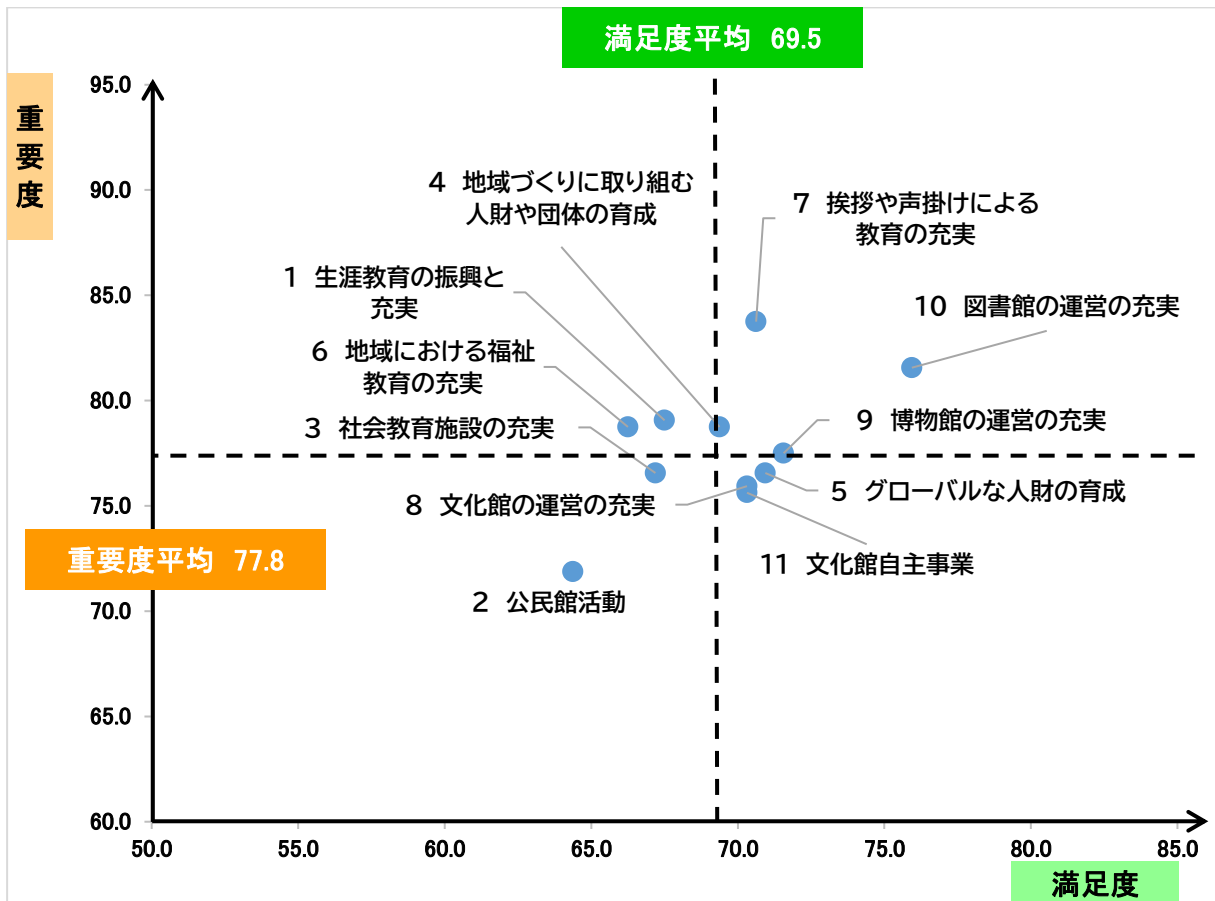
【防災教育】

「防災教育の推進」が重要度・満足度ともに高くなっています。また、「東日本大震災の教訓復興教育」も重要度は86.9となっており、学校教育や生涯学習と取組と比べると重要度は高い状況となっています。

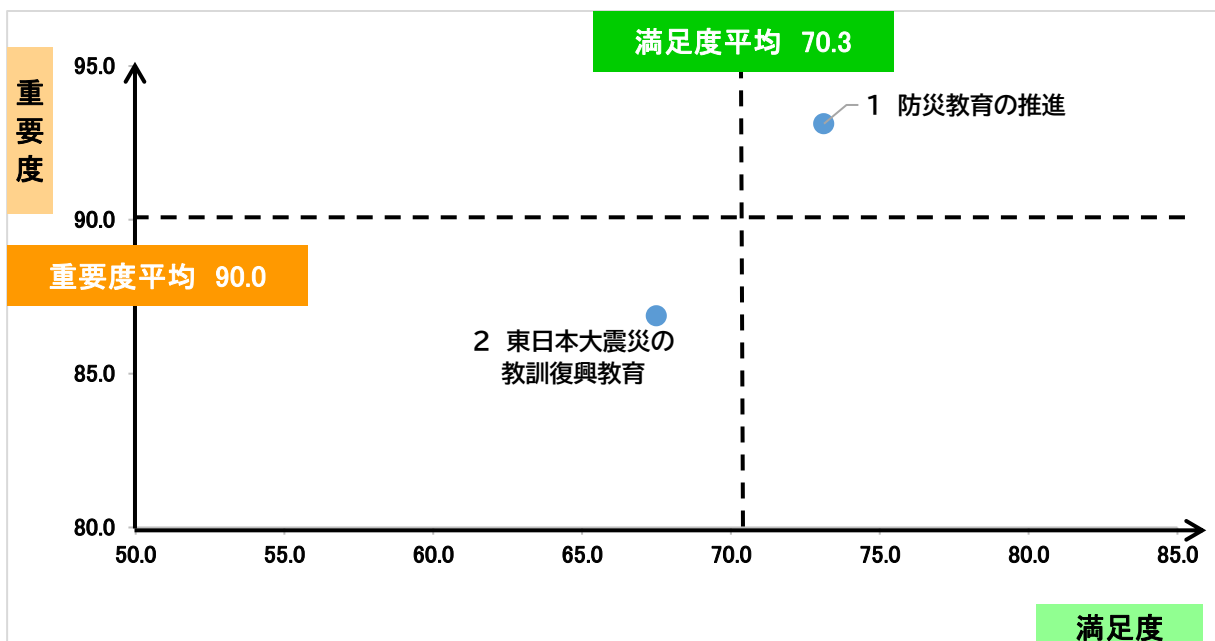
【学校教育 満足度・重要度】



【生涯学習 満足度・重要度】

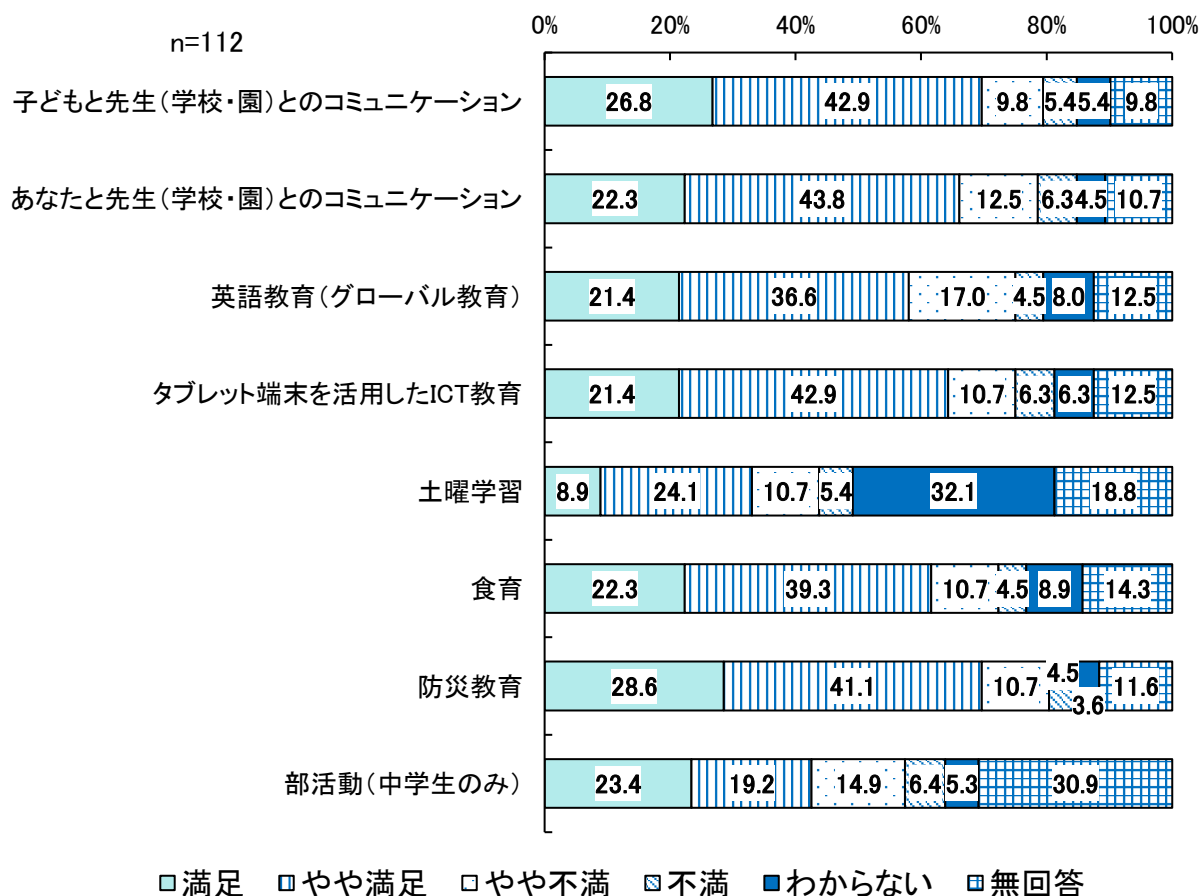


【防災教育 満足度・重要度】



問 (保護者) 学校・こども園に対する満足度

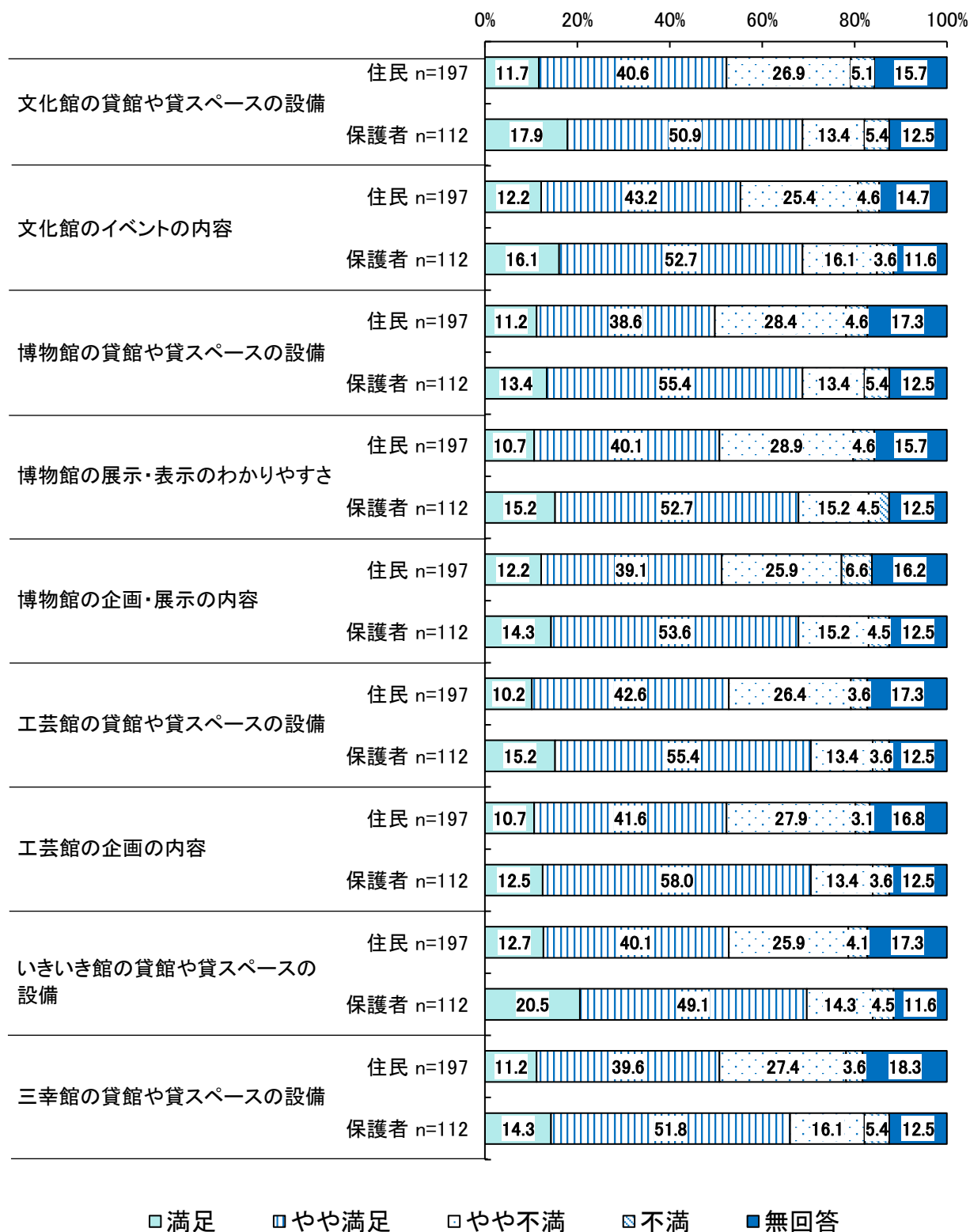
学校・こども園に対する満足度について、“満足している”(「満足」と「やや満足」の合計)は、上位から「子どもと先生(学校・園)とのコミュニケーション」と「防災教育」69.7%、「あなたと先生(学校・園)とのコミュニケーション」66.1%などの順となっています。



問 (住民・保護者) 阿波海南文化村に対する満足度

阿波海南文化村の各施設の満足度について、“満足している”(「満足」と「やや満足」の合計。)は住民、保護者ともに、ほとんどの項目で5割を超えています。

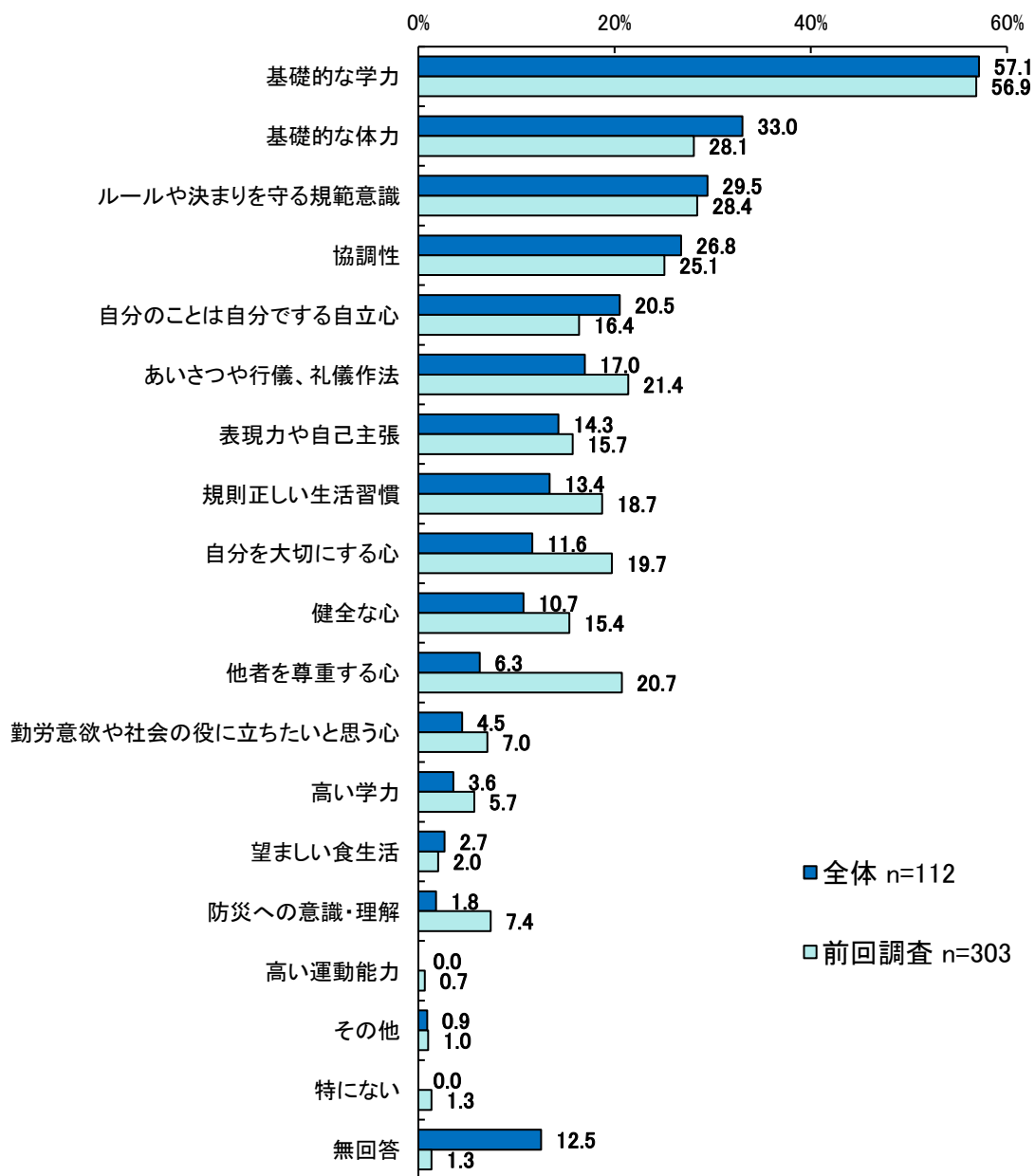
一方で、“不満である”(「やや不満」と「不満」の合計。)は、すべての項目で住民の方が保護者よりも約10ポイント以上高くなっています。



問 (保護者) 学校で身につけてほしいことについて

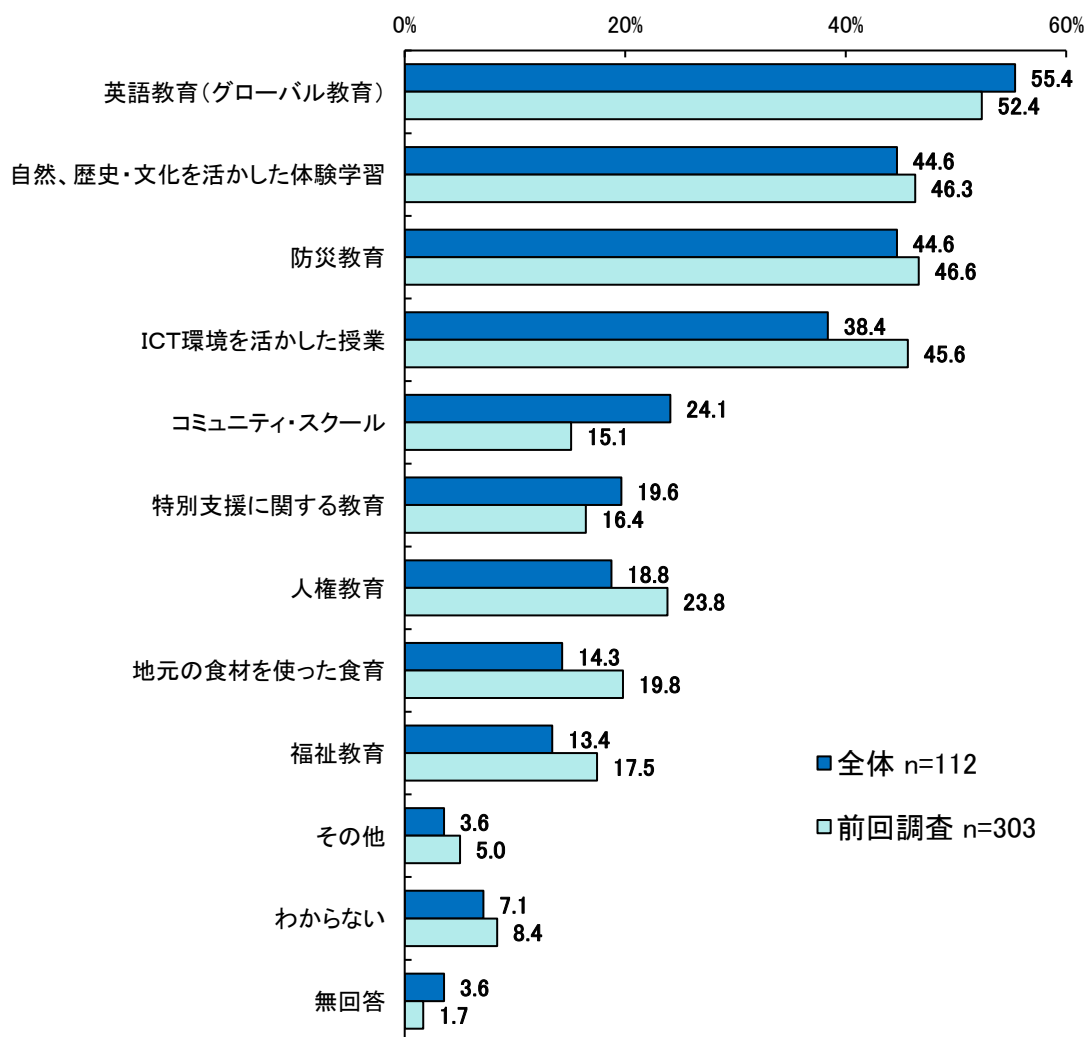
学校で身につけてほしいことは、全体では、上位から「基礎的な学力」57.1%、「基礎的な体力」33.0%「ルールや決まりを守る規範意識」29.5%などの順となっています。

前回調査（令和3年）と比較すると、「基礎的な体力」が4.9ポイント増加している一方で、「他者を尊重する心」が14.4ポイント減少しています。



問 (保護者) 町の学校教育で、今後特に力を入れる必要があることについて

町の学校教育で、今後特に力を入れる必要があると思うことについて、全体では、上位から「英語教育(グローバル教育)」55.4%、「自然、歴史・文化を活かした体験学習」、「防災教育」44.6%、「ICT※⁵環境を活かした授業」38.4%などの順となっています。前回調査と比較すると、「コミュニティ・スクール※⁹」が9.0ポイント増加しています。



問 (保護者) お子さんの家庭での勉強の様子について

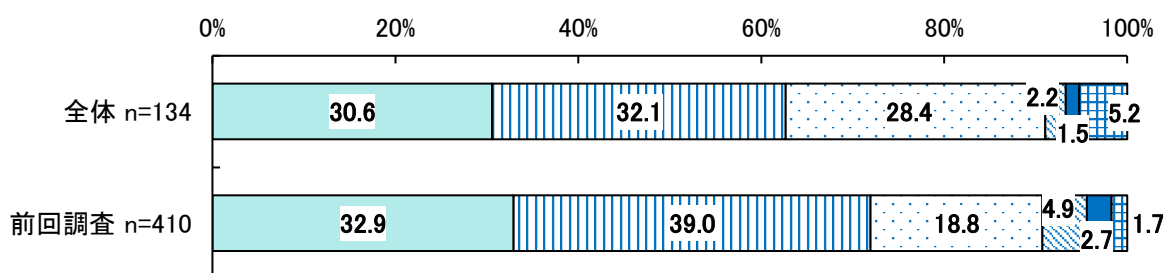
家庭での勉強について、全体では、上位から「時々あなたや保護者から勉強をするようにと言うことがある」32.1%、「自分から進んで勉強をする」30.6%、「いつもあなたや保護者から勉強をするようにと言っている」28.4%となっています。

前回調査と比較すると、「いつもあなたや保護者から勉強をするようにと言っている」が9.6ポイント増加しています。

また、家庭での勉強時間は、全体では、上位から「30分以下」36.6%、「30分を超え60分以下」35.8%となっており、「60分以下」（「30分以下」と「30分を超え60分以下」の合計。）が7割を占めています。

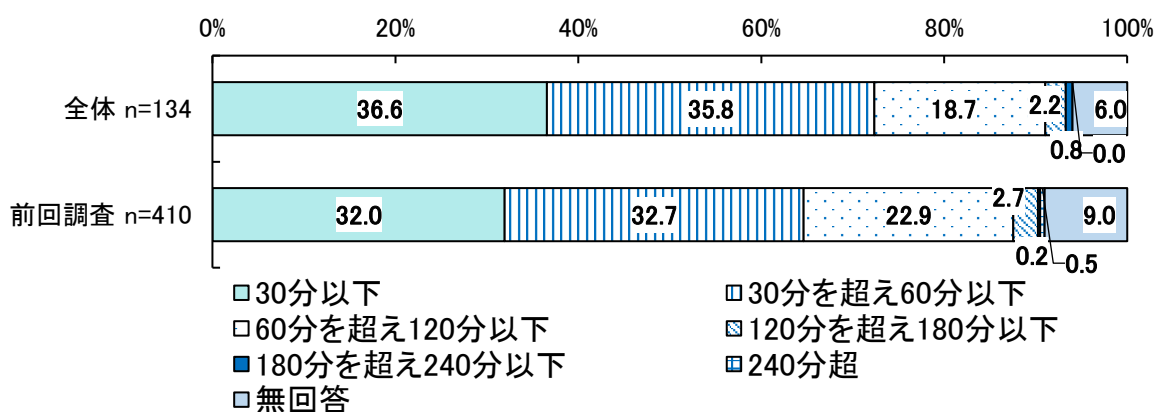
前回調査と比較すると、「60分以下」が7.7ポイント増加しています。

【家庭での勉強】



- 自分から進んで勉強をする
- 時々あなたや保護者から勉強をするように言うことがある
- いつもあなたや保護者から勉強をするように言っている
- 自分から進んで勉強をしないし、あなたや保護者からも言うことはない
- その他
- 無回答

【勉強時間】



- 30分以下
- 30分を超え60分以下
- 60分を超え120分以下
- 120分を超え180分以下
- 180分を超え240分以下
- 240分超
- 無回答

問 (保護者) お子さんの家庭での読書の様子について

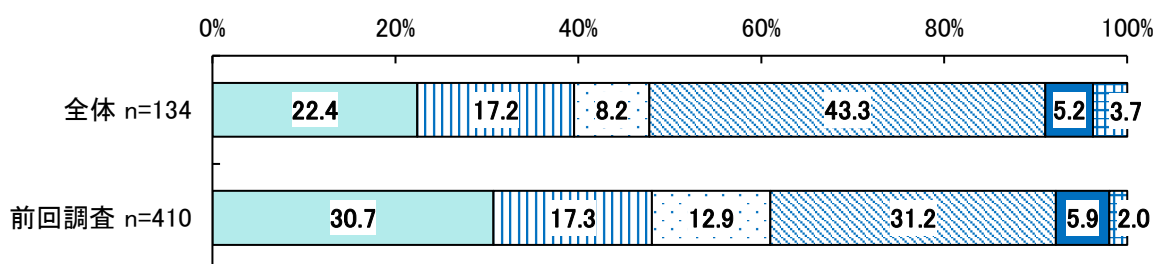
家庭での読書について、全体では、上位から「自分から進んで読書しないし、あなたや保護者からも言うことはない」43.3%、「自分から進んで読書をする」22.4%、「時々あなたや保護者から読書をするようにとすることがある」17.2%などの順となっています。

前回調査と比較すると、「自分から進んで読書しないし、あなたや保護者からも言うことはない」が12.1ポイント増加しています。

また、家庭での読書時間は、全体では、上位から「30分以下」42.5%、「30分を超え60分以下」10.5%、「60分を超え120分以下」2.2%となっています。

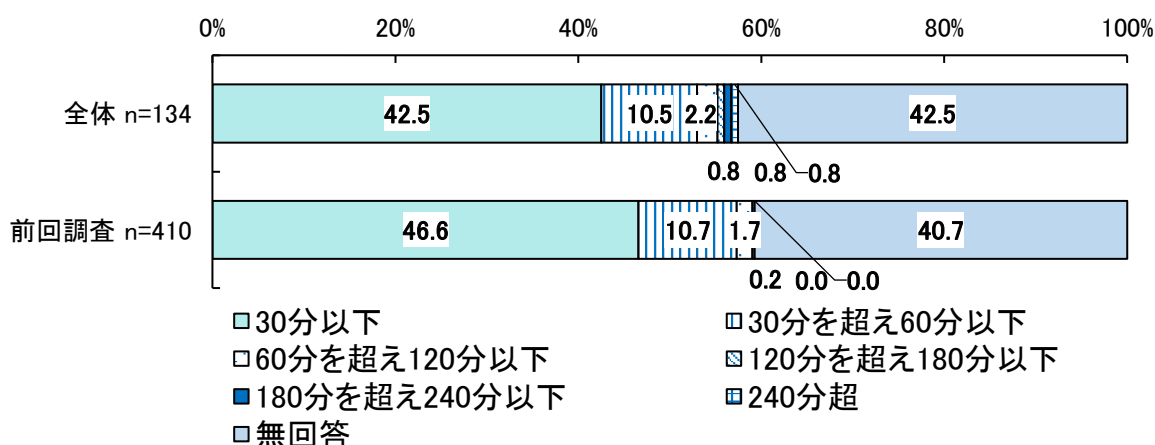
前回調査と比較しても、大きな違いはみられませんでした。

【家庭での読書】



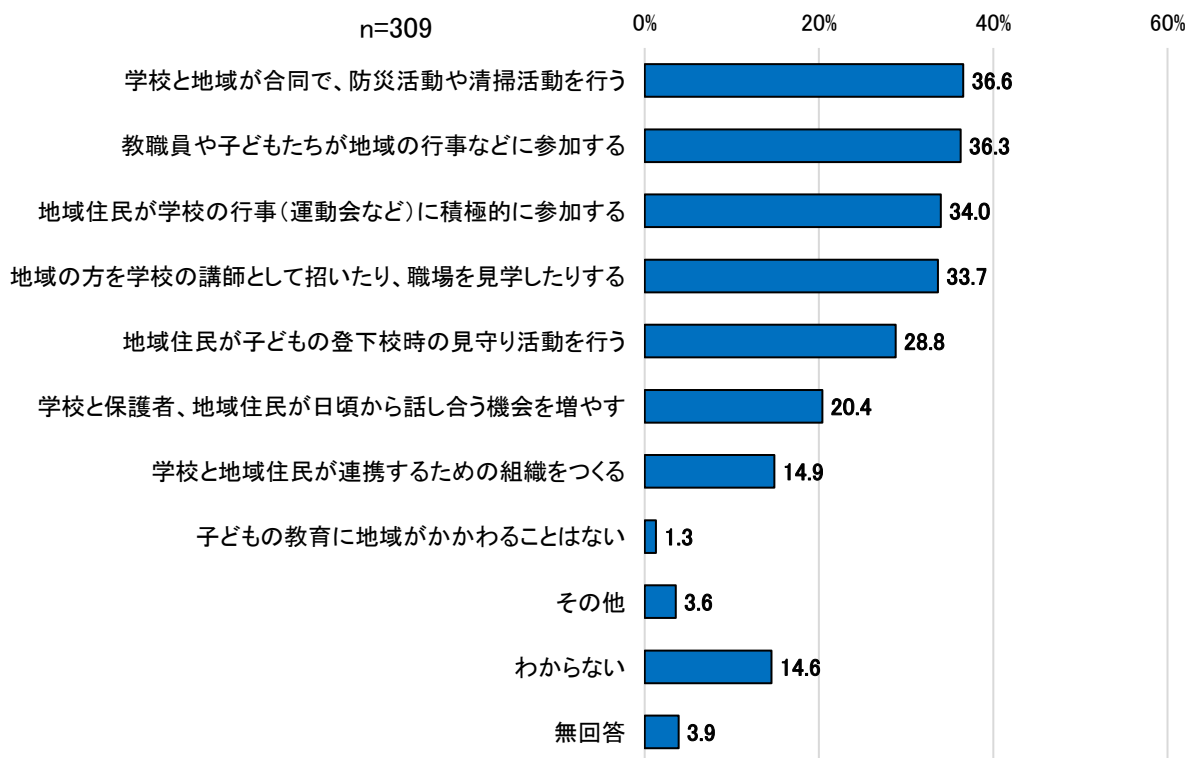
- 自分から進んで読書をする
- 時々あなたや保護者から読書をするようにとすることがある
- いつもあなたや保護者から読書をするようにと言っている
- 自分から進んで読書をしていないし、あなたや保護者からも言うことはない
- その他
- 無回答

【読書時間】



問 (住民・保護者) 子どもの教育と地域のかかわりに必要なこと

子どもの教育と地域のかかわりに必要なことについて、住民と保護者を合わせた全体では、上位から「学校と地域が合同で、防災活動や清掃活動を行う」36.6%、「教職員や子どもたちが地域の行事などに参加する」36.3%、「地域住民が学校の行事（運動会など）に積極的に参加する」34.0%などの順となっています。

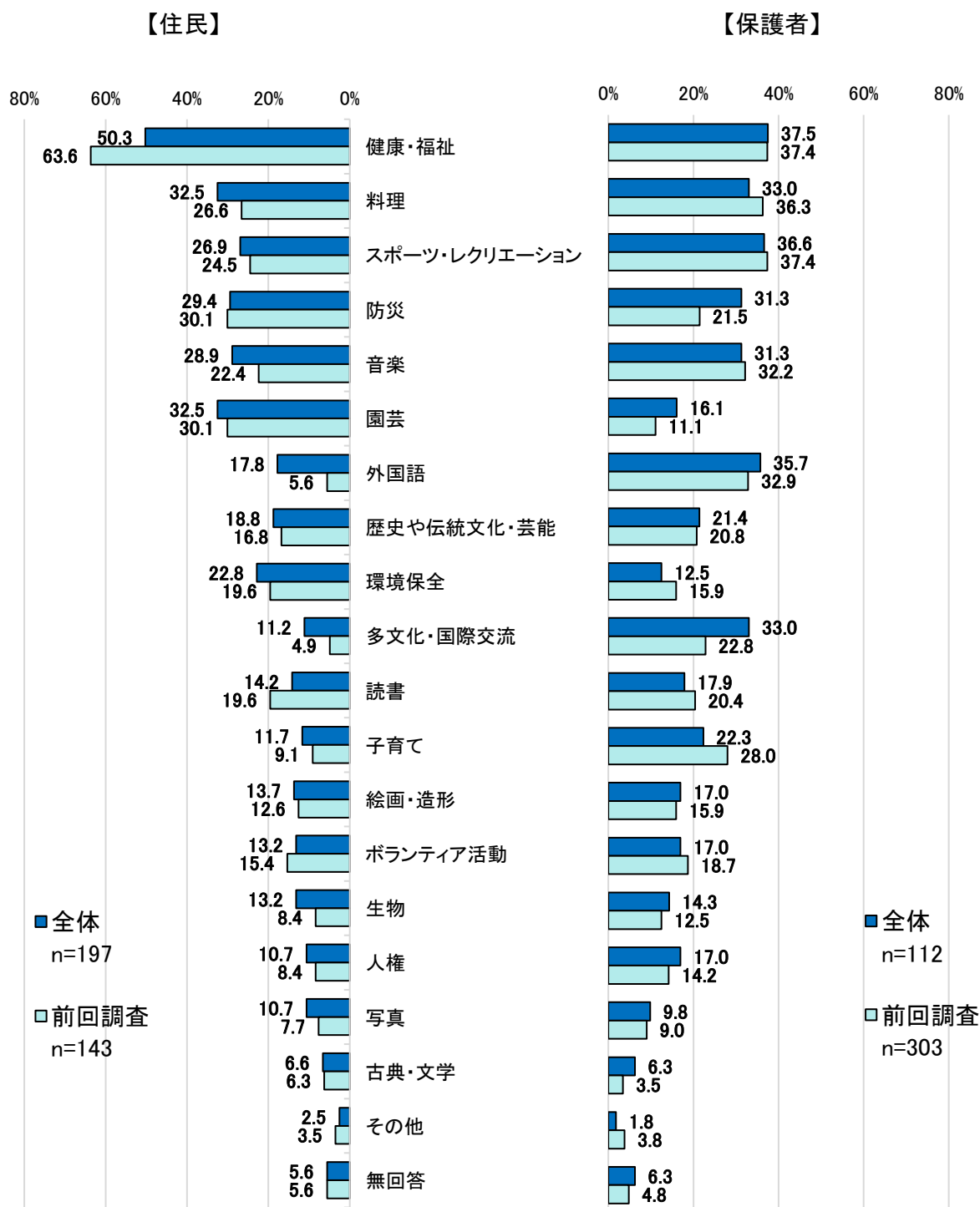


問 (住民・保護者) 関心のある学習活動の分野について

関心のある学習活動の分野について、住民では、上位から「健康・福祉」50.3%、「料理」と「園芸」32.5%、「防災」29.4%などの順となっています。

また。保護者でも、上位から「健康・福祉」37.5%、「スポーツ・レクリエーション」で36.6%、「外国語」35.7%などの順となっています

前回調査と比較すると、住民では「外国語」が12.2ポイント、保護者では「多文化・国際交流」で10.2ポイント、「防災」で9.8ポイント増加しています。

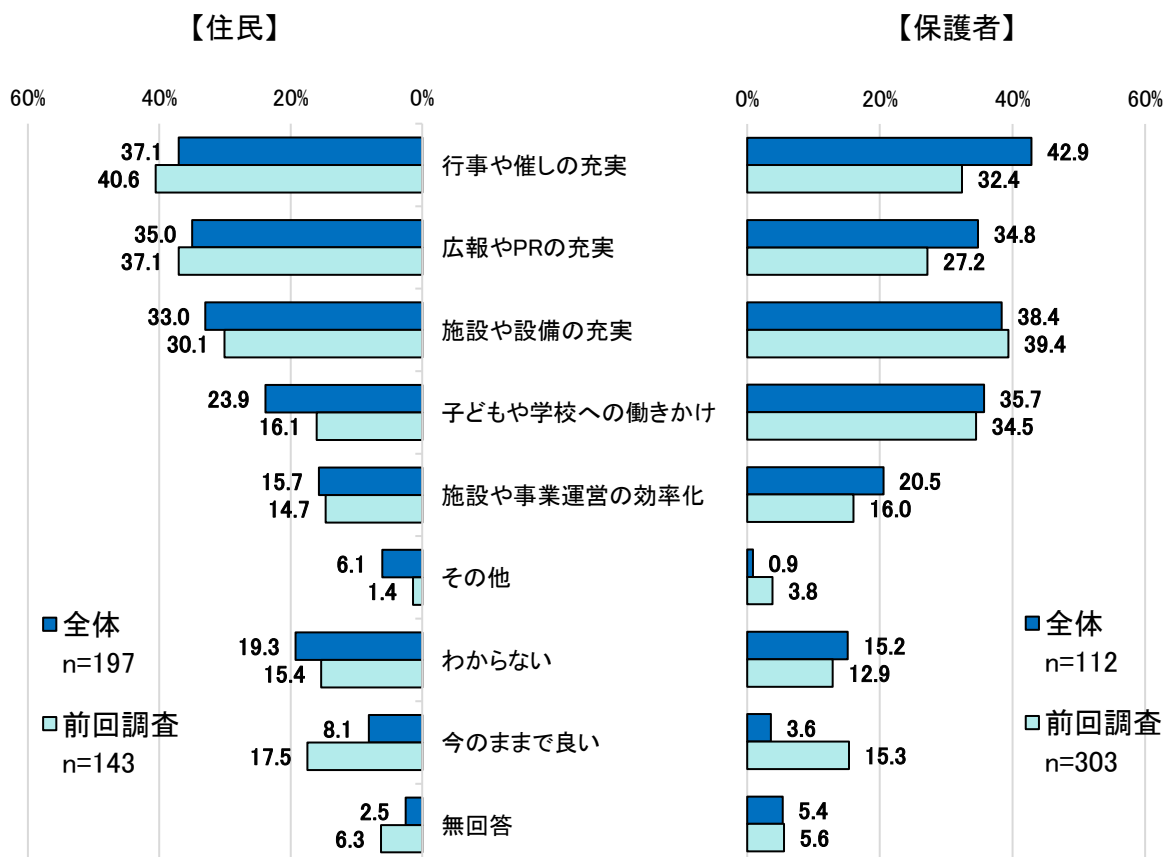


問 (住民・保護者) 町民のスポーツ・健康づくりを推進するために力を入れること

町民のスポーツ・健康づくりを推進するうえで、町が力を入れると良いことについて、住民では、上位から「行事や催しの充実」37.1%、「広報やPRの充実」35.0%、「施設や設備の充実」33.0%などの順となっています。

また、保護者では上位から「行事や催しの充実」42.9%、「施設や設備の充実」38.4%、「子どもや学校への働きかけ」35.7%などの順となっています。

前回調査と比較すると、住民では「子どもや学校への働きかけ」が7.8ポイント、保護者では「行事や催しの充実」が11.5ポイント増加しています。



5 第3期海陽町教育振興計画の進捗状況

(1) 第3期海陽町教育振興計画の体系

基本理念	<ol style="list-style-type: none"> 1 これからの未来を創造し、たくましく生き抜く人財の育成 2 知・徳・体を総合的に備え、社会にグローバルに活躍できる人財の育成 3 ふるさとを愛し海陽の文化をつなげる担い手人財の育成 	
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 人口減少に揺るがない教育環境づくり 2 教育資源の活用とグローバル・ローカル視点の先端教育の推進 3 学校の教育力向上に向けた環境づくり 4 安全安心な環境と子どもたちの学びのために再編統合を検討 5 生涯を通して、全ての人の可能性とチャンスを最大化する学習の推進 	
方針と施策		
分野	方針	施策
学校教育	1 就学前から学齢期の一貫した教育の推進	1 幼・小・中・高の縦・横の連携を生かした交流学習の推進
	2 たくましく社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実	1 たくましく生きるための確かな学力と自立する力の育成
		2 グローバル視点の先端教育の推進
3 地域と共創する教育力の向上		1 コミュニティ・スクール ^{※9} を核とした教育力の向上
		2 豊かな心と体の育成
生涯学習	4 学び合いが町と人をつくる生涯学習の充実	1 生涯学習の振興
		2 3館協働による連携した活動や社会教育と学校教育の連携による地域力活用の推進
防災教育	5 地域ぐるみで生き抜く力をつける	1 主体的に判断し行動できる「生き抜く力」を育む防災教育の徹底
人権教育	6 人権教育の推進	1 人権に関する多様な計画性のある学習活動、啓発の推進
文化・スポーツの振興	7 文化振興	1 文化財に主体的に関わり、身近に感じ、魅力を広げる活動の推進
	8 スポーツ振興	1 生涯スポーツ環境の充実
教育基盤の整備	9 学校指導体制の充実と指導の質の向上	1 新学習指導要領などの指導体制の再構築と働き方改革に伴う質の向上
		2 学校経営の充実
		3 教育機会の確保

(2) 計画の進捗状況・評価

- こども園・小学校の連携・接続について、教職員同士が情報交換し、密な連携がとれています。横の連携についても、他就学前施設との交流が増えています。
- 海部高校について、令和5年度から美波町・牟岐町からも負担金を拠出してもらい、野球部の活性化に取り組んでいます。引き続き生徒募集拡大のために必要な取組を、高校及び県とともに実施していきます。
- グローバル教育について、令和6年度から英語検定の全額補助の対象学年を拡大したことで、大幅に受検率が向上しています。今後もこども園での英語イメージン保育や、小・中学校の全ての英語授業にネイティブスタッフ^{※18}が参加できるように配置するなど、グローバル化^{※13}に対応できる人材育成をめざしていきます。
- ICT^{※5}教育について、令和6年度より教員の業務効率化や授業の幅を広げるために、全ての小中学校に電子黒板の整備を行うとともに、平成28年度に導入したネットワーク機器を新たなものに更新しています。また、ICT^{※5}部会を開催することで、小中学校におけるICT^{※5}活用を推進しています。
- コミュニティ・スクール^{※9}について、各校でコミュニティ・スクール^{※9}の年間計画を作成し、学校と保護者・地域と、学校運営や子どもの状況に関する情報交換及び地域教育力を生かした活動が実践できています。
- 放課後こども教室について、日中保護者が働いている家庭などの受け皿として必要な場所であり、児童にとっても他学年との交流の場になっています。一方、指導者の高齢化に伴う体験教室の減少と、地域とのつながりが薄れていることが課題となっています。
- 生涯学習について、令和5年度から「伝統文化継承・地域活性化等補助金」を新規事業に加え、分館が行う伝統文化継承や地域活性化などにつながる活動の経費の一部を補助し、町民の自主的な地域活動の促進を図っています。
- 防災教育について、学校における防災訓練を実施し、災害が発生した場合に自らの身を自ら守れるよう児童・生徒の防災力を育てています。また、防災教育は地域・家庭・学校と一体となって取り組むことに意味や効果があることから、今後も地域や保護者・学校と協力しながら訓練や研修を実施していきます。
- 人権教育について、講演会や映画会などを開催し、人権尊重の意識を高める機会を作っています。令和6年度は町内30会場で実施している分館巡回人権学習会で計281名、職員や教職員向けの事前研修会には計90名が参加しており、人権の啓発が達成できていると考えています。
- 文化財について、審議会の開催に加え、現地研修会も恒例行事として根付いてきています。
- 総合型スポーツクラブでは、スポーツ教室やトレーニングジムの運営などを通して、子どもから高齢者まで幅広い世代にスポーツの楽しさを伝えています。会員の更なる確保に向けた広報の充実や魅力的な事業の検討を行います。
- 学習指導体制の充実と指導の質の向上について、ICT^{※5}支援業務が十分に周知されていない状況があることから、ICT^{※5}等の最新技術を使用した教育の充実をめざすとともにICT^{※5}・グローバル・特別支援などについての研修会や連携する機会を十分に設け、きめ細やかな情報提供を行っていきます。

I 国の教育施策

○国の第4期教育振興基本計画

令和5（2023）年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」では、変化が激しく将来が予測しづらい「VUCA」※¹⁰の時代、AI※¹¹技術の進歩に伴う社会で求められるスキルの変容などの社会状況の変化への対応が取り組むべき課題として掲げられています。

今期の基本計画では、持続的に身体的・精神的・社会的な幸福を実感できる状態を指すウェルビーイング※²の概念が重要視されています。このウェルビーイング※²の達成に加え持続可能な社会の創り手の育成をコンセプトに据え、5つの基本方針を定めています。国はこれらに基づき、教育政策の目標やめざすべき測定指標を定めて、様々な施策の推進に取り組んでいます。

○2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、社会の創り手として持続可能な社会を維持・発展させられる人材を育成。
- ・主体性、リーダーシップ、想像力、課題発見・解決力など、Society5.0※¹²で活躍するための能力を備えた人材を育成。

○日本社会に根差したウェルビーイング※²の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるよう、教育の在り方を変革し、ウェルビーイング※²を向上。
- ・ウェルビーイング※²の要素となる「幸福感」や「学校・地域でのつながり」、「協働性」、「自己肯定感」、「自己実現」など教育を通じて向上。

- ①グローバル化※¹³する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）※³
- ⑤計画の実効性確保のための基盤設備・対話

○学習指導要領の改訂

令和6（2024）年12月、「学習指導要領」の次期改定に向けて中教審に諮問されました。持続可能な社会の創り手育成に向けて、子どもの学習意欲の向上や学習指導要領の理念の浸透、デジタル人材の育成といった課題に取り組むため、学習指導要領の議論が行われます。今後、約2年の議論を経て、令和9（2027）年に指導要領の改訂・告示がなされ、令和12（2030）年度以降実施される予定です。

①質の高い、深い学びを実現し、授業づくりに直結する、分かりやすく使いやすい学習指導要領

子どもの学習改善に効果的な評価観点や頻度の在り方、学ぶ意味・キャリアとのつながりを意識した授業改善に直結する指導要領の作成など

②多様性に応え、子どもたちの可能性が広がる柔軟な教育課程や諸制度

子どもたちが自身の興味・関心や能力・特性に応じて教材や方法を自己調整可能な学習環境デザインや、不登校児童等一つの教育課程では対応が難しい子どもを包摂するシステム構築のための教育課程上の特例など

③各教科における改定すべき点

情報活用技術の向上や、「総合的な学習の時間」の学びの質の向上、生成AI^{※14}等の技術発展を踏まえた外国語教育の在り方、特別支援教育の充実など

④教育課程の実施によって教員への過度な負担を課すことなく、新しい学習指導要領の趣旨を着実に実現するための方策

標準総授業時間や、教科書の内容・分量、情報技術等変化の激しい分野における教師への負担の少ない最新の授業内容の扱い方、地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、カリキュラム・マネジメントを実質化する方策など

○初等中等教育段階における生成AI^{※14}の利活用に関するガイドライン

近年急速に進化を遂げている生成AI^{※14}は社会に大きな影響を与えている。教育分野においてもこの技術を適切に有益に使用できるよう、令和6（2024）年12月にガイドラインが定められました。

ガイドラインでは、生成AI^{※14}を人間の能力を補助する有用な道具としつつ、教育活動の目的の達成のため適切に用いるため教師に一定のAIリテラシー^{※15}を身に付けることを求めています。また、生成AI^{※14}が社会生活に組み込まれていくことを踏まえ、情報モラルも含めた情報活用能力を強化するという考えを示しています。

○生徒指導提要の改訂

平成 22 (2010) 年にはじめて作られた「生徒指導提要」は近年の学校・生徒指導を取り巻く環境の大きな変化に伴い、令和 4 (2022) 年 12 月に 12 年ぶりに改定されました。

- ①生徒指導において、目の前の課題に対応する課題解決的な指導だけでなく、課題の早期発見や未然に防止する予防的な指導や発達・成長を促す指導。
- ②教職員や専門家、地域の人々が連携・協働した「チーム学校」による生徒指導体制の構築。
- ③個別の重要課題について「性的マイノリティ」等新たな重要課題を反映したほか、ページ数は改定前の 2 倍以上に増加。
- ④校則について、制定の意図を教職員が十分に理解し、児童生徒が自分事として自主的に守る指導を重要とし、校則や制定の背景の HP などでの公開や、現場の状況に合った見直しを絶えず行う。

○教師を取り巻く環境整備に関する緊急対策の策定

令和 6 (2024) 年 8 月に中央教育審議会において『「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)』が示されました。

- ①業務適正化や教師の健康・福祉の確保、改革の取組状況の「見える化」など、学校における働き方改革を更に加速。
- ②教職員定数の改善や支援スタッフの配置充実、幅広い人材の参加促進による専門性の強化など、学校の指導・運営体制を充実。
- ③教師への専門職にふさわしい処遇改善を実現。

○『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』の取りまとめ

令和3（2021）年1月に中央教育審議会において『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）』が示されました。

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0^{*12}時代」の到来や、新型コロナウイルスの感染拡大など、先行き不透明な「予測困難な時代」の中で、これまでの「日本型学校教育（生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行う教育）」が果たしてきた学校教育の役割を重視し、継承しながら、学校における働き方改革や、GIGA スクール構想^{*16}の実現を加速・充実させ、すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現する「令和の日本型学校教育」の構築に向けた方向性とICT^{*5}の活用に関する基本的な考え方が取りまとめられています。

- ①学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現
- ②連携・分担による学校マネジメントを実現
- ③これまでの実践とICT^{*5}との最適な組合せを実現
- ④履修主義・修得主義等を適切な組み合わせ
- ⑤感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障
- ⑥社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現

○特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について

令和4（2022）年に文部科学省より通知された「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」は、特別支援学級に在籍する児童生徒の通常学級との交流・共同授業の在り方や、特別支援学級における自立活動の時間の確保、通級による指導の更なる活用について、省の考えを示しました。

- ①「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、児童生徒のニーズを前提に特別支援学級または通級による指導を判断
- ②交流や共同学習の実施にあたっては、一人ひとりの障害の状況や特性に応じて、学習活動の達成感を得られるよう指導体制の構築
- ③特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合、自立活動の時間を確保
- ④在籍校で専門性が高い指導を受けられるよう自校通級や巡回指導を推進。また、専門性の高い人材による指導を行うための方策の検討

○誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」^{※17}

小・中・高合わせて約30万人以上と不登校の児童・生徒が急増しているだけでなく、学校内外の専門機関で相談や指導を受けられていない小中学生も増加している現状を踏まえ、不登校により学びにアクセスできない子どもをゼロにすることを目標に、令和5（2023）年3月に「COCOLOプラン」^{※17}が取りまとめられました。

- ①不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境の整備
- ②心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援
- ③学校の風土の「見える化」を通して、「みんなが安心して学べる」学校の構築

○第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

令和6（2024）年6月に第12期中央審議会生涯学習分科会の意見が取りまとめられました。第11回までの議論や第4期教育振興基本計画を踏まえ、生涯学び続ける社会の実現及び全ての人のウェルビーイング^{※2}をめざしたりカレント教育^{※8}や、全ての人のウェルビーイング^{※2}につながる地域コミュニティを支える社会教育人材のあり方について話し合われました。

- ①誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続けることができる社会
- ②誰もがデジタル化の恩恵を感じられる「誰一人取り残されない社会」の実現
- ③社会的に制約のある人の学習ニーズを把握し、主体的な学びや地域・社会への貢献意欲の涵養
- ④地域コミュニティの基盤を支えるうえで、社会教育人材が重要
- ⑤子ども一人ひとりが学ぶ楽しさを味わいつつ、自らの学びに主体的に取り組む力を培うことのできる初等中等教育
- ⑥企業が活用しやすいプログラムの開発や情報提供、積極的な人材投資に取り組む企業風土の醸成促進など、社会人のリカレント教育^{※8}の障壁の緩和

○その他の関連法

■こども基本法の施行（令和5（2023）年4月）

- ・心身の発達過程にある「こども」の成長に対する支援や子育て、家庭に関する施策の恩恵をすべてのこどもが切れ目なく享受できるよう、こども施策を推進
- ・こどもの権利擁護や意見表明について規定

■こども大綱の閣議決定（令和5（2023）年4月）

- ・こども施策を総合的に推進することで、全ての子ども・若者がウェルビーイング^{※2}な状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

2 徳島県の教育施策

平成12(2000)年	3月	「徳島県教育振興基本構想」(徳島「学び」プラン21)策定
平成20(2008)年	10月	「徳島県教育振興計画」策定
平成26(2014)年	3月	「徳島県人権教育推進方針」改訂
平成26(2014)年	10月	「徳島県子どもの読書活動推進計画」策定
平成27(2015)年	3月	「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」策定
平成27(2015)年	12月	「徳島教育大綱」策定
平成28(2016)年	2月	「元気なあわっ子憲章」制定
平成28(2016)年	3月	「徳島県英語教育改善プラン」策定
平成30(2018)年	11月	「とくしまの学校における働き方改革プラン」策定
令和3(2021)年	1月	「徳島県GIGAスクール構想 ^{*16} 」策定
令和5(2023)年	3月	「徳島教育大綱(令和5(2023)年度～令和8(2026)年度)」、および「徳島県教育振興計画(第4期)(令和5年(2023)年度～令和8(2026)年度)」策定 「徳島県学校教育情報化推進計画」策定
令和6(2024)年	3月	「徳島県キャリア教育推進指針Ⅲ」策定 「とくしまの学校における働き方改革プラン(第3期)」策定
令和7(2025)年	3月	「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」策定

○徳島教育大綱・徳島県教育振興計画(第4期)


◇基本方針

『個性と国際性に富み、夢と志あふれる「人財」の育成』

◇重点項目

- I 未来を拓く力を育む教育の推進
- II 個性を活かし、確かな学びを育む教育の推進
- III 全ての人の可能性を引き出し、多様性を育む教育の推進
- IV 人生100年時代のマルチステージで輝く教育の推進
- V 地域・家庭・学校が連携し、協働する教育の推進
- VI 文化・スポーツが躍動する教育の推進

3 SDGs（持続可能な開発目標）について






持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを指しています。

本町においても、第2次海陽町総合計画にSDGsの理念を取り込み、各施策に合わせた目標やターゲットを選択し、SDGsの目標も達成していくことをめざしています。教育においても、このSDGsの理念を尊重するとともに、「誰一人取り残されない教育」の視点に立ち、教育施策の展開することでSDGsの幅広い目標への貢献につなげていきます。

ゴール	目標と役割
	<p>【目標1】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>【目標2】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産等の食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>【目標3】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。生活環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p>【目標4】 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
	<p>【目標5】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う。</p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
	<p>【目標6】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
	<p>【目標7】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>

ゴール	目標と役割
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>【目標 8】包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>【目標 9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>【目標 11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3 R の徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>

ゴール	目標と役割
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>【目標 15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>【目標 16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>【目標 17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

4 時代の潮流

・ウェルビーイング (Well-being) ※²

ウェルビーイング※²とは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいいます。一般的に幸福を指すハピネス (Happiness) とは異なり経済的な豊かさに由来する一時的な幸福だけでなく、生きがいなど持続的な幸福を含む概念です。

平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標 3 において「Good Health and Well-Being」とウェルビーイング※²が含まれているほか、OECD (経済協力開発機構) が令和元 (2019) 年 5 月に発表した「OECD ラーニングコンパス」では個人と社会のウェルビーイング※²の充実が「私たちの望む未来」として掲げています。これらの目標がイメージする 2030 年の社会を見据えたうえで、ウェルビーイング※²の充実が重要な鍵のひとつとなっています。

国内においては、令和 5 (2023) 年 6 月に閣議決定された「第 4 期教育振興基本計画」がウェルビーイング※²の向上を計画のコンセプトとして取り上げています。計画では日本の社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイング※²を向上させていくことを記載しており、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と人とのつながりや献身性などの協調的な要素をバランスよく取り入れた、日本社会に適したウェルビーイング※²を教育を通じて充実させていくことが求められています。

学校における児童生徒および教職員のウェルビーイング※²の向上は保護者や地域コミュニティにも伝播し、その広がりが子どもたちや地域を支えるという社会全体のウェルビーイング※²の循環の実現につながるため、教育活動全体の中でウェルビーイング※²を向上させることが求められます。

学校・地域・社会におけるウェルビーイング※²の循環のイメージ



出典：文部科学省「第 4 期教育振興基本計画」

・教育 DX^{※3}

急速な技術躍進と新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、この数年でデジタル化は飛躍的に進みました。教育分野においても、Society5.0^{※12}の時代に向けて、時代の変化に対応できる人材育成のためDX（デジタルトランスフォーメーション）^{※1}が推進されています。

令和元（2019）年に提唱されたGIGAスクール構想^{※16}では、ICT^{※5}を活用した教育環境の整備のために、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークとすべての児童生徒に一人一台の端末が整備されました。これによりデジタル人材育成の基盤が整ったほか、ICT^{※5}機器を利用した主体的で深い学びが学力調査にも好影響を与えており、ICT^{※5}機器の活用による効力感が挑戦心や自己有用感、幸福感にも肯定的な影響を与えています。

急速に発展・普及しつつある生成AI^{※14}についても、学校現場での利活用の方法が議論され、令和6（2024）年12月に利活用に関するガイドラインを公開し、効果的な利用法が示されています。AI^{※11}の活用によって子ども一人ひとりに合わせた学習が行いやすくなり、教職員にかかる負担が軽減されるなどの利便性があります。一方、使用方針によっては考える力が失われる要因にもなりうるため、児童生徒の能力の向上につながる効果的な活動ができるか、十分な検討が必要です。

また、学校におけるDX^{※1}の動きは教育活動に限らない校務の領域にも広がっており、教職員の働き方改革と高度な教育の提供の両立を助けています。理想的な校務DXを達成することができれば、教員がクラウド上の校務支援システムにどこからでもアクセスできるようになり柔軟な働き方に対応できるほか、主要なシステムのクラウド化によって大規模災害時にもデータを損失することなく安全な避難所から学校業務を継続することができます。

・VUCA^{※10}の時代

現代は地球規模の気候変動や災害、国際情勢の不安定化などから将来の予測が困難なVUCA^{※10}の時代とされています。特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大は活動制限から生活のあらゆる場面に影響を与え、デジタル化の急激な進行も誘引するなど社会に大きな変化を与えました。

子どもたちが激動の時代を柔軟に生きる力を養える教育を実施するためには、社会の変化を敏く見極め、教育に取り入れる必要があります。また、困難な状況下でも教育を継続できる強靭さ（レジリエンス）を構築することも重要とされています。

・教育環境の多様化への対応

社会の多様化に伴い、障がい、いじめ、不登校、貧困、ヤングケアラー^{※7}など子どもたちが抱える困難も複雑化しています。こうした困難に遮られることなく、子どもたち一人ひとりが学び、社会参画するためには、教育的ニーズを把握し、適切な対応・支援を推進していく必要があります。

ただし、こうした環境を考慮して一人ひとりに最適な教育を行うにはかなりの労力を要し、教員だけでの対応は質的にも量的にも困難になっています。さらに、現在教員の負担が大きい状態であることも課題となっており、子どもたち一人ひとりと向き合うため、教員の力を高め、十分に発揮できる環境を整備することが重要です。

近年進められている、校務を含む教育分野でのDX^{※1}の推進は子どもの教育ニーズに適した教育を柔軟に実施することや、教員の業務負担軽減の両方に好影響を与えています。この技術を活用するとともに、学校と地域や家庭との連携を強め、個別最適な教育活動を支えることで、子どものウェルビーイング^{※2}の充実に始まる地域社会全体でのウェルビーイング^{※2}の循環が期待されます。

・リカレント教育^{※8}

人生100年時代かつVUCA^{※10}の時代である現代社会において、人生を豊かなものにするためには、生涯にわたって学び続ける機会を持つことが重要です。これまでに地域コミュニティの維持・再生といった観点からも注目されていた生涯学習をはじめ、リカレント教育（学び直し）^{※8}が注目されています。

リカレント教育^{※8}とは、学校教育から離れ社会に出た後も、必要に応じて教育機関などで教育を受け、仕事と学習のサイクルを繰り返す（recurrent）ことを指します。この学び直しの中で、現在の仕事や将来のキャリアを見据えた際に必要になるスキルを身に付け、人生における選択肢を増やします。そのほか、キャリアに限定せず生きがいのために学ぶ生涯学習的な学びもリカレント教育^{※8}に含まれており、自分の価値を高めたり、人生を豊かなものにしたりすることがリカレント教育^{※8}により期待されます。

リカレント教育^{※8}が注目されている背景には、急速な技術進歩に伴う求められるスキルの変化という社会人を取り巻く環境の変化があります。さらに諸外国と比較した日本の労働生産性や人材投資、社外学習者数、継続的勤務意欲などが低く、経済的にもウェルビーイング^{※2}の実現においても危機的な状況があります。現状日本では働きながら学ぶ傾向が強く、世界と比較してリカレント教育^{※8}の参加率は低いため、業務で用いるスキルや知識をリカレント教育^{※8}でアップデートすることが根付くことで、危機的な状況が改善されることが期待されています。

国では平成27（2016）年度から、大学等が社会人や企業のニーズに応じて行う専門的なプログラムを「職業実践力プログラム（BP）」として認定しており、令和5年度は426講座が認定され、約6000名が修了しています。また令和2（2020）年度より情報発信ポータルサイト「マナパス」を運営し、社会人向けの学び直しプログラム情報を提供しています。

第3章

海陽町の教育を取り巻く現状

I 海陽町の現状

(1) 人口・世帯の推移

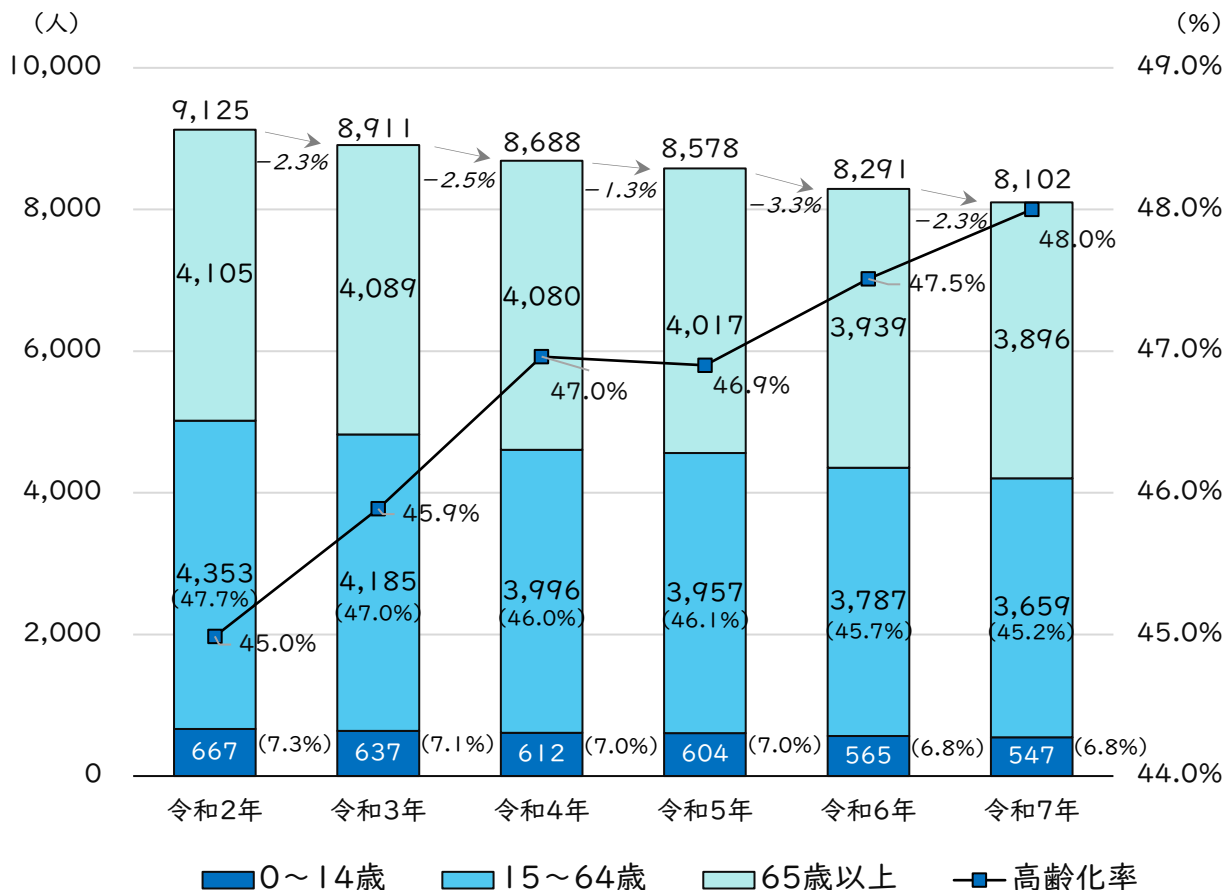
①年齢3区分別人口・高齢化率の推移

町の人口は減少傾向が続いています。令和7年3月末時点の人口は8,102人となっており、令和2年に比べ1,023人減少、減少率11.2%となりました。毎年、前年比-1.3~-3.3%のペースで減り続けています。

年齢区別にみると、すべての年代で令和2年から減少傾向が続いています。

高齢化率は上昇を続け、令和7年は48.0%となっており、令和2年比べて3.0ポイント増加しています。高齢者の数は減少傾向ですが、少子高齢化は進んでいます。

年齢3区分別人口・高齢化率の推移

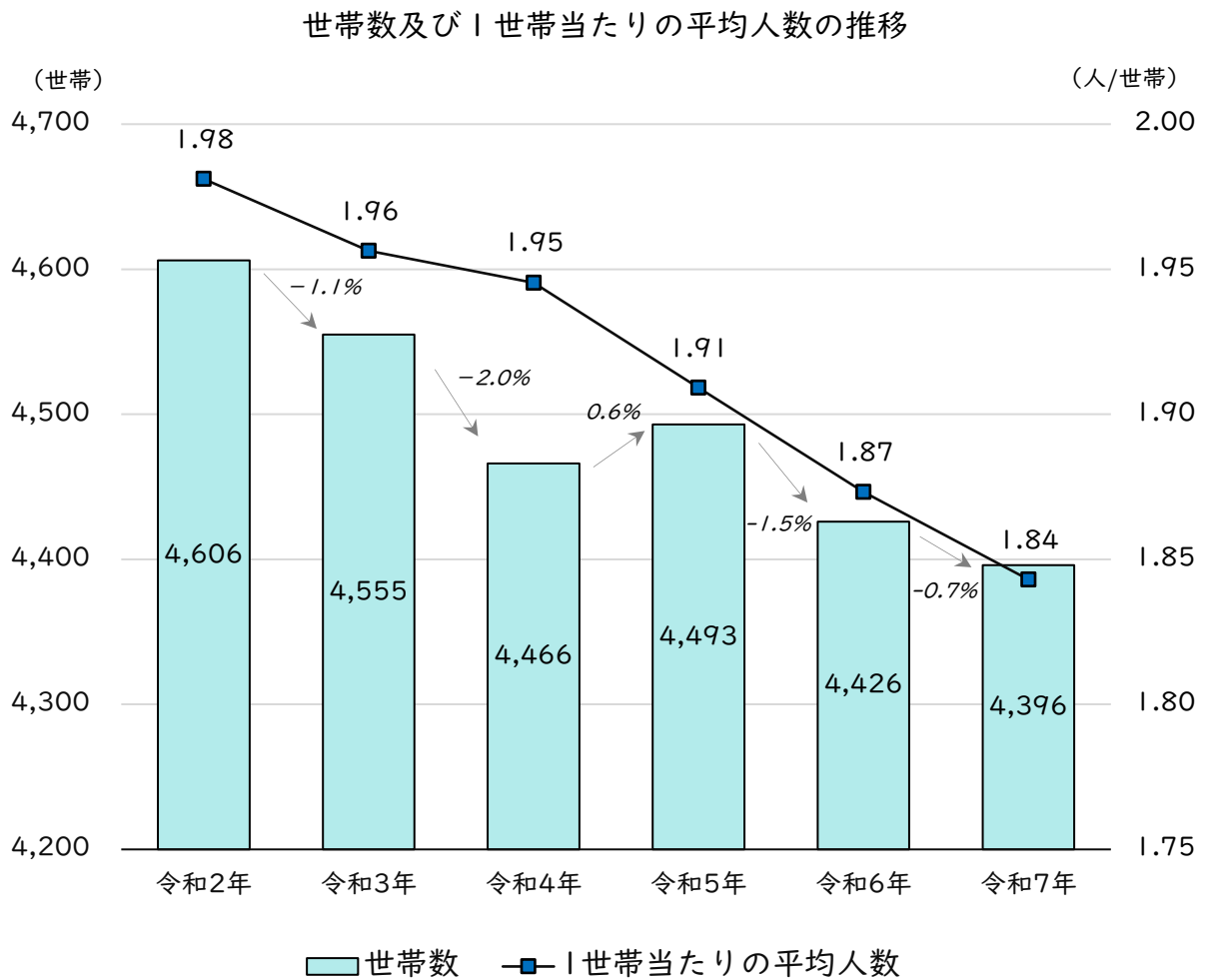


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

②世帯数及び1世帯当たりの平均人数の推移

町の世帯数も減少傾向が続いています。令和7年3月末現在の世帯数は4,396世帯であり、令和2年に比べ210世帯減少、減少率4.6%となりました。微増に転じた令和5年を除き、前年比-0.70～-2.0%のペースで減少傾向にあります。

また、令和7年3月末時点の1世帯当たりの平均人数は1.84人/世帯となっています。世帯数の減少率よりも人口の減少率の方が大きく、1世帯当たりの平均人数も下降が続いています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

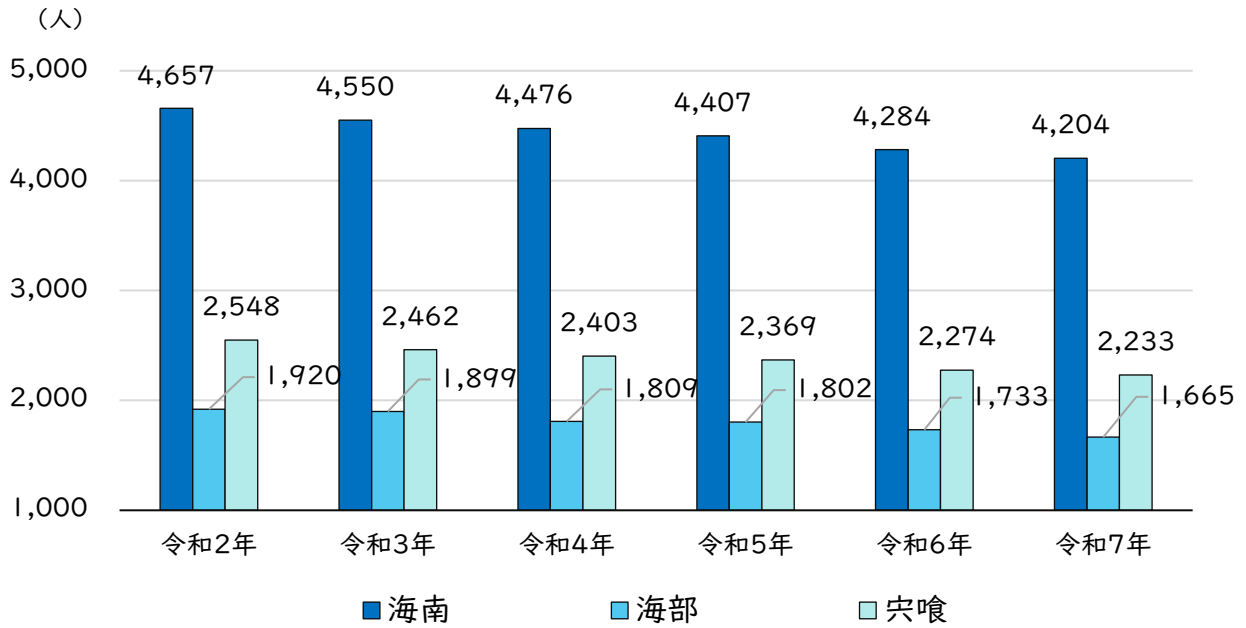
③地区別（海南・海部・宍喰）の人口、世帯数及び1世帯当たりの平均人数の推移

■人口

地区別の人口をみると、3地区すべてで減少傾向が続いています。

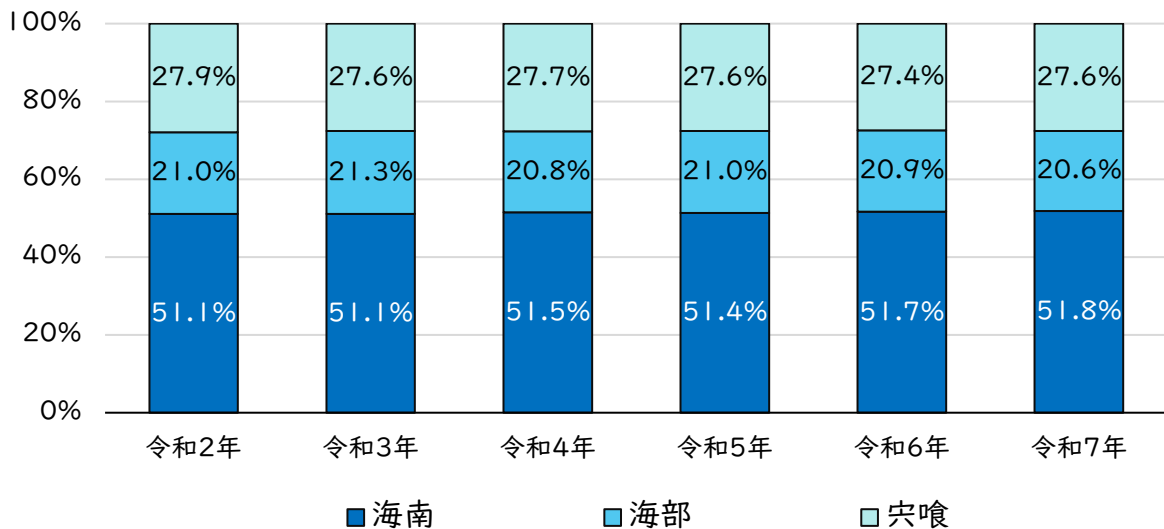
令和7年3月末時点の地区別の人口構成比をみると、海南地区は約51.8%、海部地区は約20.6%、宍喰地区は約27.6%であり、令和2年以降その傾向に変わりはありません。

地区別の人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

地区別の人口構成比の推移



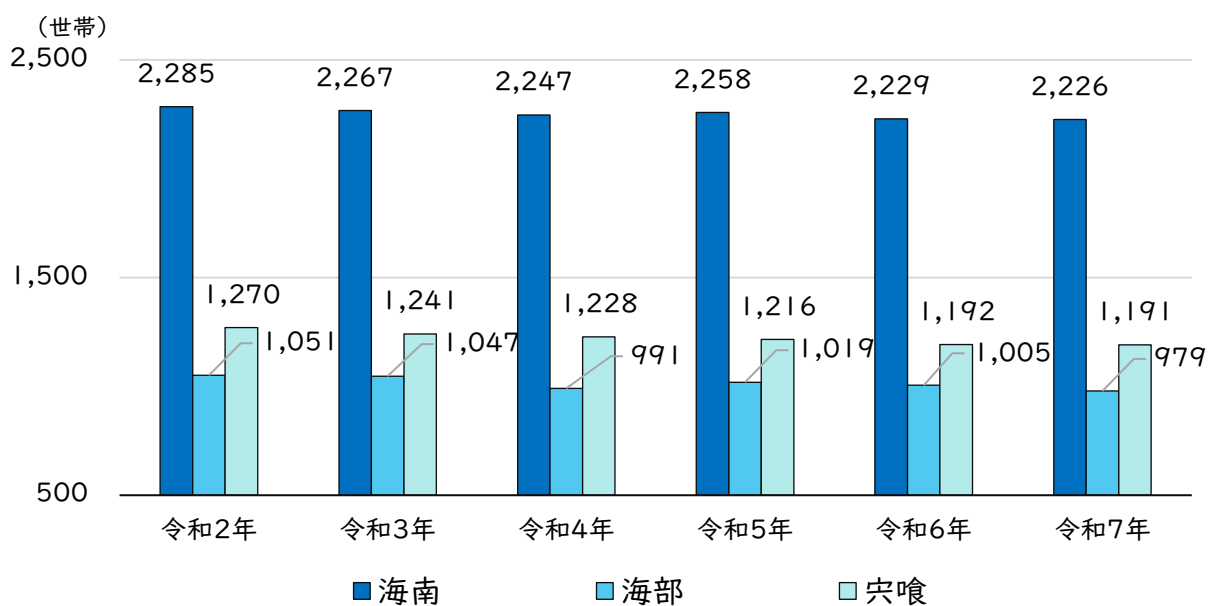
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

■世帯数

地区別の世帯数をみると、海部地区および穴喰地区で減少傾向が続いています。

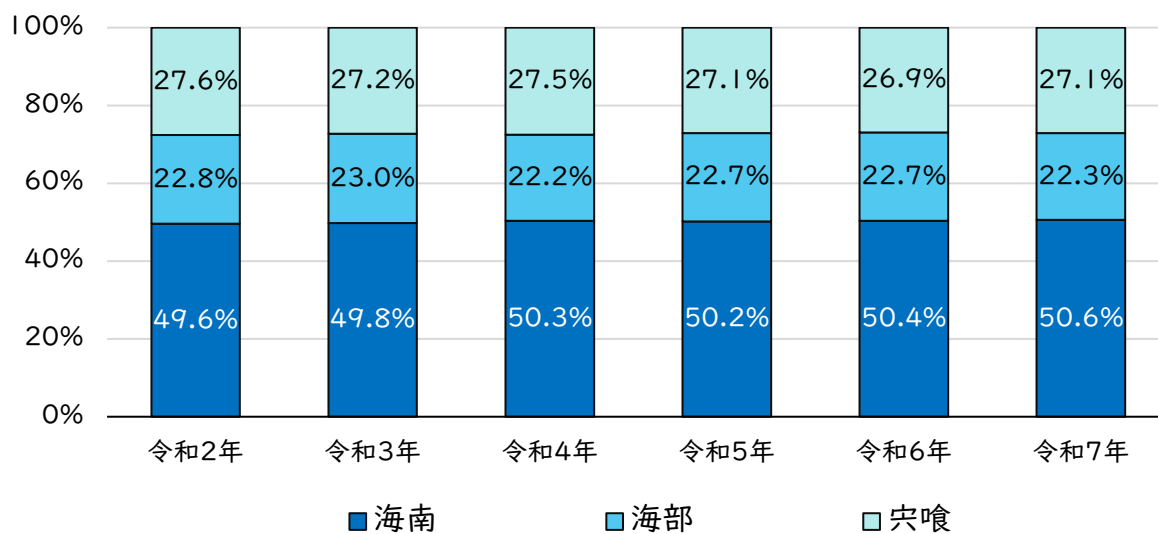
令和7年3月末時点の地区別の世帯数構成比をみると、海南地区 50.6%、海部地区 22.3%、穴喰地区 27.1%となっています。

地区別の世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

地区別の世帯数構成比の推移



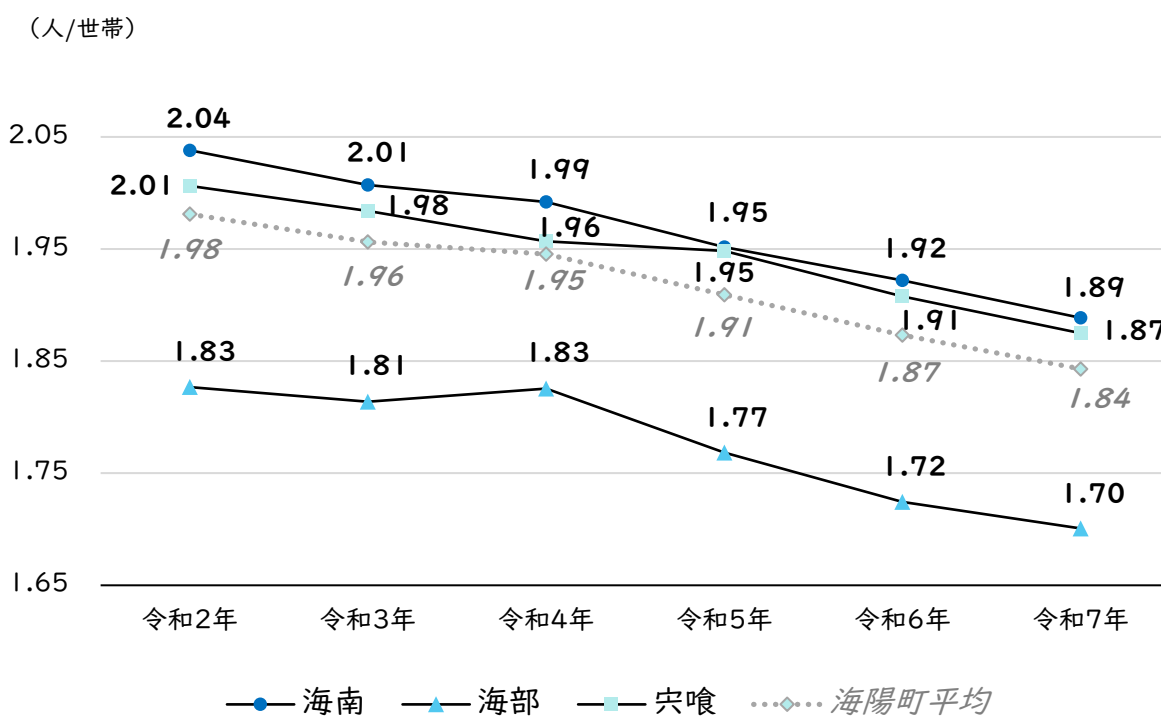
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

■ 1世帯当たりの平均人数

地区別の1世帯当たりの平均人数をみると、3地区すべてで減少傾向が続いています。

令和7年3月末時点の1世帯当たりの平均人数は、海南地区で1.89人/世帯、海部地区で1.70人/世帯、穴喰地区で1.87人/世帯となっており、海部地区が町平均（1.84人/世帯）を大きく下回っています。

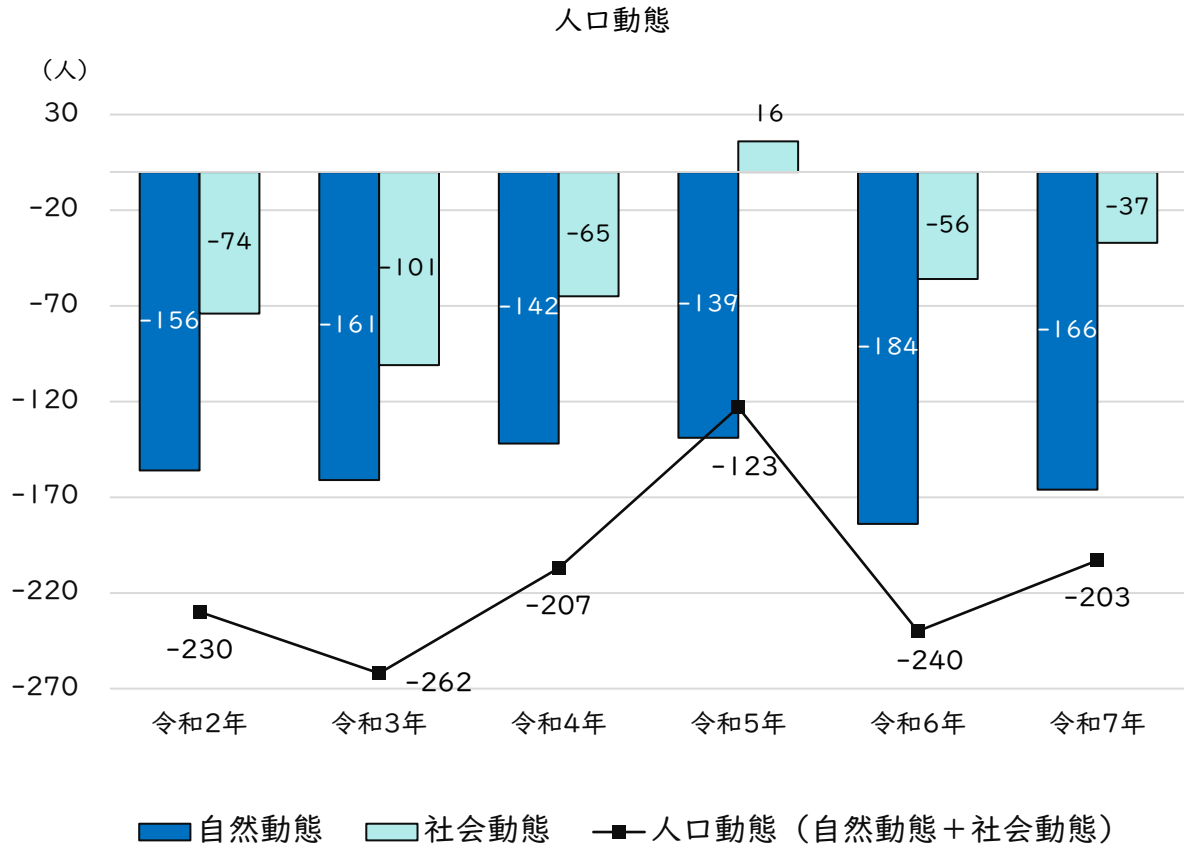
地区別の1世帯当たりの平均人数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

④人口動態

人口の動きである人口動態をみると、出生・死亡からみる「自然動態」は、毎年度 100 人を超える自然減になっています。一方、転入・転出からみる「社会動態」は、令和 5 年は転入超過となっていますが、自然動態の減少数の方が大きいため、人口は毎年度減少傾向が続いています。



資料：徳島県人口移動調査年報（各年1月1日）

(2) 家庭類型別世帯の状況

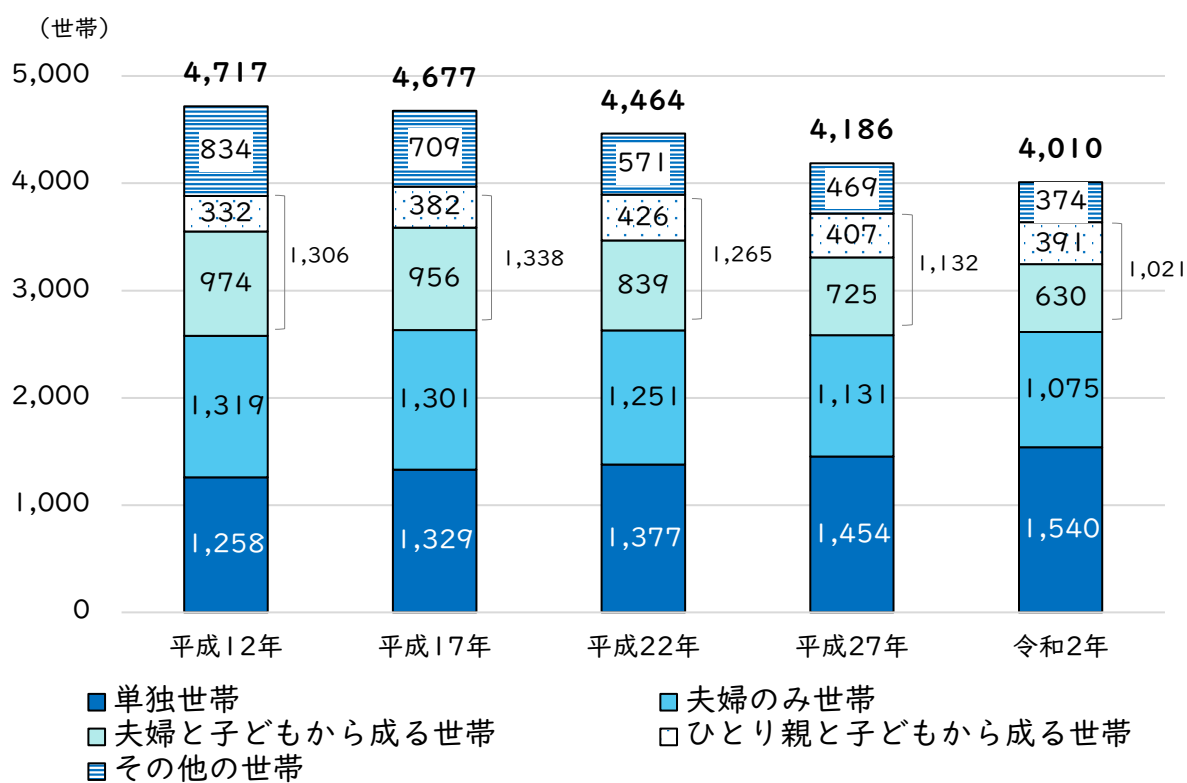
①家庭類型別世帯数の推移

家族類型別世帯数の推移をみると、単独世帯が増え続けており、平成12年と令和2年を比べると282世帯増加しています。一方、その他の世帯は減少傾向が続き、平成12年と令和2年を比べると460世帯減少しています。

ひとり親と子どもから成る世帯は、平成12年から平成17年にかけて増加が続きましたが、平成27年以降は減少し、令和2年は391世帯となっています。それでも、平成12年に比べ59世帯増加しています。

子どもがいる核家族世帯（「夫婦と子どもから成る世帯」と「ひとり親と子どもから成る世帯」の合計）は減少傾向が続いており、令和2年は1,021世帯となっています。

家庭類型別世帯数の推移

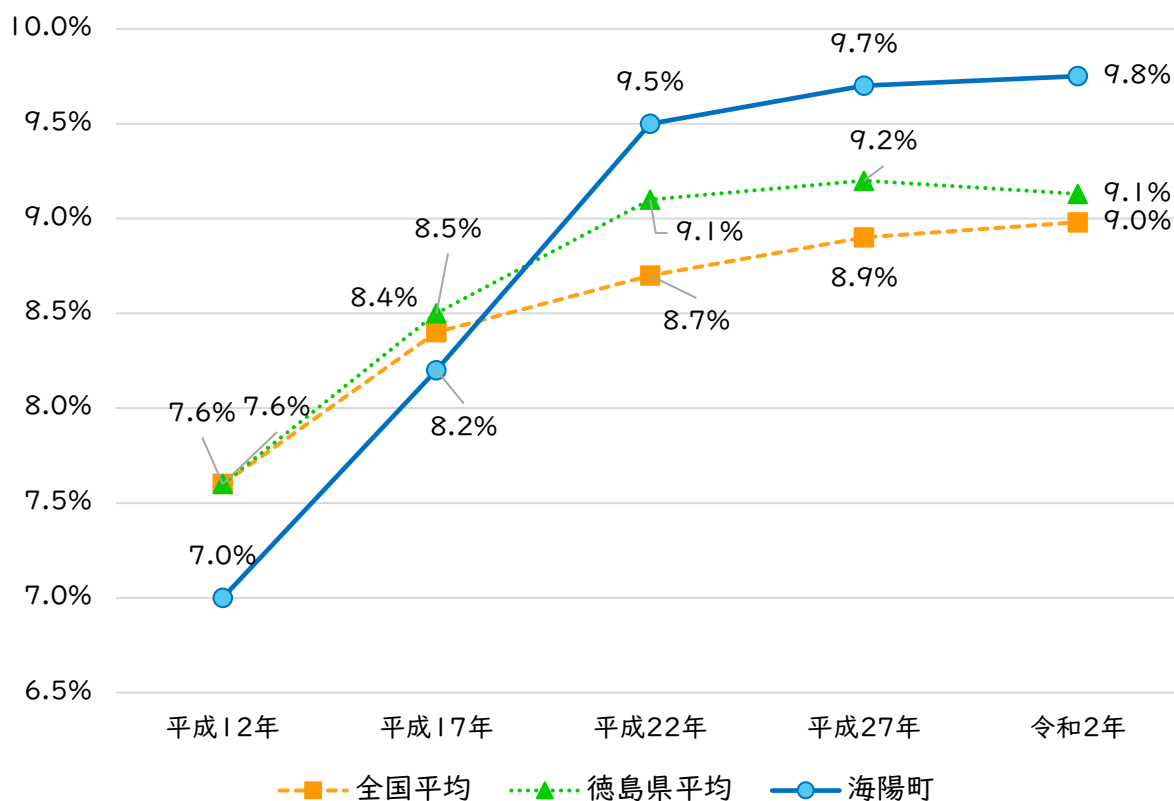


②ひとり親世帯の割合の推移

海陽町における総世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、平成12年から令和2年にかけて上昇を続け、令和2年は9.8%となっています。平成12年に比べ、2.8ポイント増加しています。

全国及び徳島県平均と比べると、平成12年から平成17年にかけては国や県を下回っていましたが、平成22年以降は上回る水準が続いています。

総世帯数に占めるひとり親世帯の推移
(全国、徳島県、海陽町)



資料：国勢調査（各年10月1日）

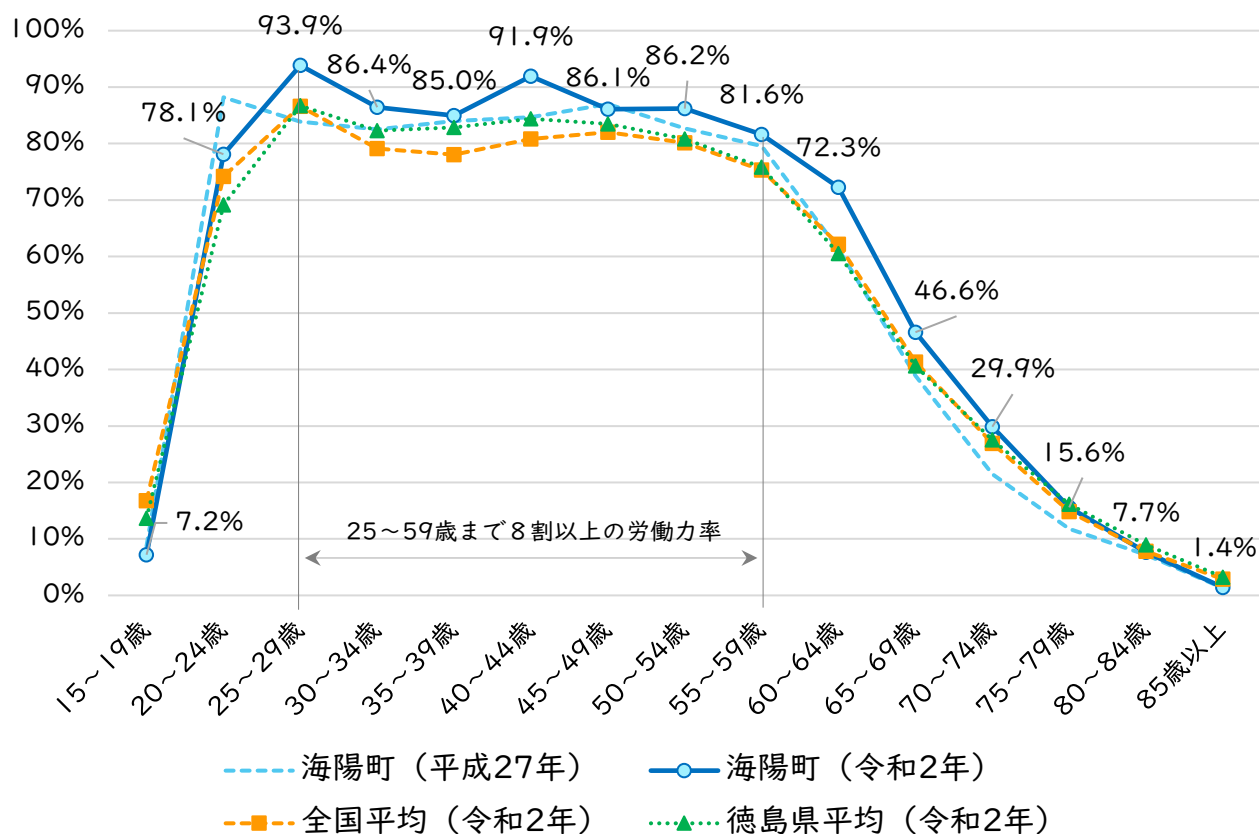
(3) 女性の就業状況

①女性の年齢階級別労働力率

海陽町における女性の労働力率を年齢階級（5歳階級）別にみると、平成27年と令和2年を比較した場合、労働力率が上昇した階級の方が多くなっています。特に、60～64歳では11.0ポイント増加しています。一方、労働力率が低下したのは、15～19歳（1.5ポイント減）、20～24歳（10.1ポイント減）、45～49歳（0.9ポイント減）の3階級のみとなっています。

令和2年の全国平均と比べると、海陽町の女性の労働力率は、15～19歳と80～84歳及び85歳以上を除く13の階級で、全国平均を上回っています。また、令和2年の徳島県平均と比べると、15～19歳と75～79歳、80～84歳及び85歳以上を除く12の階級で、県平均を上回っています。

女性の年齢階級別労働力率
(全国、徳島県、海陽町)



資料：国勢調査（各年10月1日）

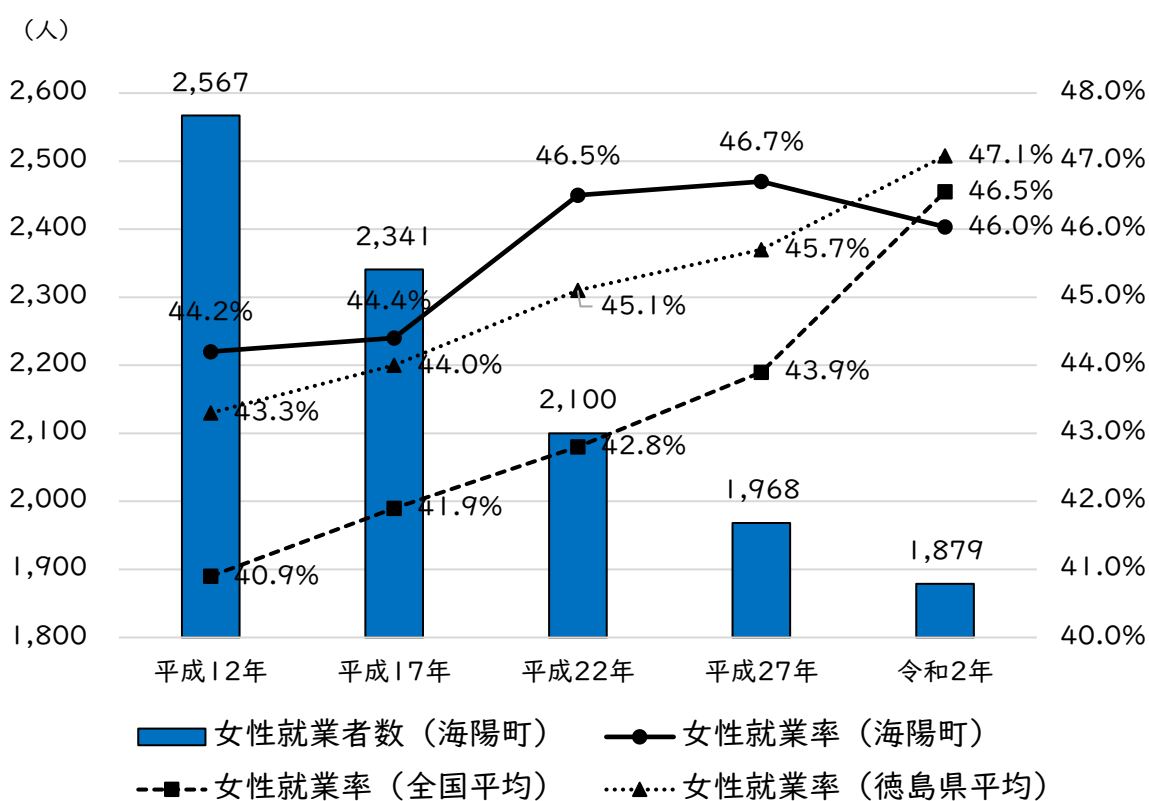
②女性の就業者数及び女性就業率の推移

海陽町の女性の就業者数は、減少傾向が続いています。令和2年は1,879人となっており、平成12年に比べ688人減少しています。

一方、海陽町の女性の就業率は、平成12年から平成27年にかけて上昇を続けましたが、令和2年は減少に転じ46.0%となっています。それでも、平成12年に比べ1.8ポイント増加しています。

全国及び徳島県平均と比べると、平成12年から平成27年まで、常に国や県を上回っていましたが、令和2年は国と県を下回っています。

女性の就業者数及び就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

(4) 児童生徒数の推移と今後の見込み

海陽町の小学校児童数は令和7年度時点で233人となっており、令和14年度には153人まで減少する見込みとなっています。

中学校生徒数は令和7年度時点で143人となっており、令和14年度には103人まで減少する見込みとなっています。

児童・生徒数合計では、令和7年度時点で376人となっており、令和14年度には256人の見込みとなっています。

児童・生徒数の今後の見込み（令和7年度は実績値）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	実績値	推計値						
海南小学校児童	109	113	106	113	105	102	95	87
海部小学校児童	49	47	40	33	32	27	28	25
穴喰小学校児童	75	73	61	57	54	50	46	41
合計児童数	233	233	207	203	191	179	169	153

海陽中学校生徒	94	84	88	83	86	77	75	74
穴喰中学校生徒	49	47	49	45	44	35	30	29
合計生徒数	143	131	137	128	130	112	105	103

児童・生徒合計	376	364	344	331	321	291	274	256
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

資料：海陽町教育委員会

第4章

施策の展開

I 施策体系

基本理念	つながる ひろがる 未来へ活かす 学びのフィールド海陽町	
重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 未来を創造する海陽町教育の推進 2 安全で安心な都会に負けない教育環境づくり 3 地域・家庭・学校・自治体が協働する教育の推進 4 生涯を通して活躍できる社会教育の推進 5 ふるさとに誇りを持ち、ふるさとを愛する地域文化の継承 	
方針と施策		
分野	方針	施策
学校教育	1 就学前から学齢期の一貫した教育の推進	1 園・小・中・高の縦・横の連携を生かしたの交流学习の推進
	2 たくましく社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 たくましく生きるための確かな学力と自立する力の育成 2 グローバル視点の先端教育の推進
	3 地域と共創する教育力の向上	<ol style="list-style-type: none"> 1 コミュニティ・スクール^{※9}を核とした教育力の向上 2 豊かな心と体の育成
生涯学習	4 学び合いが町と人をつくる生涯学習の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習の振興 2 3館（文化館・博物館・図書館）協働による社会教育と学校教育の推進
防災教育	5 地域ぐるみで生き抜く力をつける	1 「生き抜く力」を育む防災教育の推進
人権教育	6 人権教育の推進	1 人権に関する多様な計画性のある学習活動、啓発の推進
文化・スポーツの振興	7 文化振興	1 文化財を活用した郷土心を育む教育の推進
	8 スポーツ振興	1 生涯スポーツ環境の充実
教育基盤の整備	9 学校指導体制の充実と指導の質の向上	1 海陽町らしい教育の質の向上
		2 学校経営の充実
		3 教育機会の確保

2 各施策と関連するSDGsの目標

学校教育

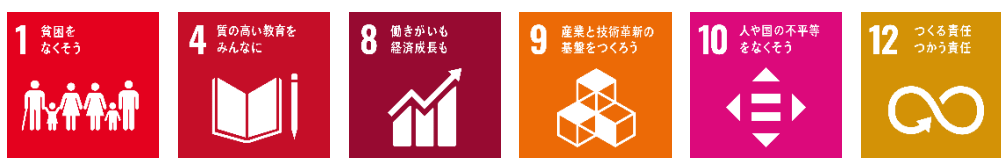
方針1 就学前から学齢期の一貫した教育の推進

施策1 園・小・中・高の縦・横の連携を生かしての交流学习の推進



方針2 たくましく社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実

施策1 たくましく生きるための確かな学力と自立する力の育成



施策2 グローバル視点の先端教育の推進

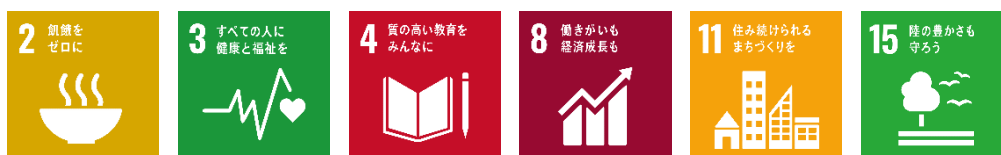


方針3 地域と共創する教育力の向上

施策1 コミュニティ・スクール※⁹を核とした教育力の向上



施策2 豊かな心と体の育成



生涯学習

方針4 学び合いが町と人をつくる生涯学習の充実

施策1 生涯学習の振興



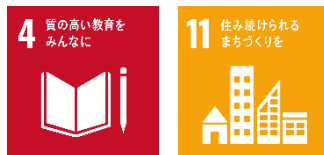
施策2 3館（文化館・博物館・図書館）協働による社会教育と学校教育の推進



防災教育

方針5 地域ぐるみで生き抜く力をつける

施策1 「生き抜く力」を育む防災教育の推進



人権教育

方針6 人権教育の推進

施策1 人権に関する多様な計画性のある学習活動、啓発の推進



文化・スポーツの振興

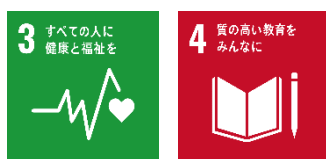
方針7 文化振興

施策1 文化財を活用した郷土心を育む教育の推進



方針8 スポーツ振興

施策1 生涯スポーツ環境の充実



教育基盤の整備

方針9 学校指導体制の充実と指導の質の向上

施策1 海陽町らしい教育の質の向上



施策2 学校経営の充実



施策3 教育機会の確保



3 施策の展開

学校教育

■方針Ⅰ 就学前から学齢期の一貫した教育の推進

少子化が進行する中、児童生徒が互いに切磋琢磨できる環境を維持するため、1つの学校の全学年が複式学級に移行する前に学校の統合を検討し、かつ教育の質を保障する海陽モデルの園・小・中・高一貫教育を推進します。小・中学校9年間を一貫した系統性や連続性を重視した教育活動を推進し、海部高校の地元高校魅力化推進を継続させ、海陽町全体の学校運営の工夫や改善を図り、地域とともにある学校づくりを推進します。

施策Ⅰ 園・小・中・高の縦・横の連携を生かしての交流学习の推進

子どもたちが発達段階に応じた力を着実に身につけ、地域の担い手として成長するよう、就学前から高校までの縦・横の連携による一貫教育を推進しています。教職員間の情報交換・研修の充実、合同部活動の運営、地元高校の魅力化などにより、学びの連続性を確保し、確かな学力と地域への愛着を育む教育の実現をめざします。

事業名	事業の目的と内容
幼児教育の充実	保育園・こども園・小学校の連携・接続がスムーズにできるよう、アプローチカリキュラムの共有や事後の振り返りなど研修会の充実、職員同士のコミュニケーション充実により、実態に即した「幼保小の架け橋プロジェクト」を推し進めます。
町内園・校長会の開催	教育委員会と学校現場が互いに共通認識・共通理解を深め、町の教育の充実を図るため、認定こども園と小中学校、そして海部高校の校長による情報交換会を開催します。
地域展開までの学校部活動の環境維持・充実	部活動の地域展開が完了するまでの間、部活動バスの活用による郡内合同・拠点校方式での活動維持を図るとともに、部活動指導員の配置や大阪体育大学の学生によるオンライン指導を拡充し、専門的な指導環境の充実に取り組みます。
地元高校魅力化推進補助	県外郡外の生徒及び生徒の保護者が安心して生活できる受入体制の構築や、まち親の開拓等安定した生徒募集が可能な体制づくりを進めます。高校及び県と連携して生徒募集拡大、地域みらい留学制度の活用など、海部高校の魅力化を推し進めます。
スクールバス運営	園児・児童の遠距離通学（園）や校外活動にスクールバスを運行して、安心・安全な通学を推進します。
20歳を祝う会	町をあげて人生の節目を祝うことで、ふるさとに誇りを持ち、厳しい時代に打ち勝つ逞しい社会人になるとともに、将来の地域の担い手として大きく前進することを願って実施します。

■方針2 たくましく社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実

将来を担う子どもたちが、変化が激しく予測困難な時代の中でたくましく生き抜く力を育成します。AI※¹¹型教材やICT※⁵機器を活用した個別最適な学習、読書活動推進、系統的なキャリア教育から、主体的・能動的で深い学びを実現させ、思考力、判断力、表現力等、新たな時代に求められる資質や能力を育成します。

施策1 たくましく生きるための確かな学力と自立する力の育成

子どもたちが社会を力強く生き抜くために必要な確かな学力と自立する力を育成します。AI※¹¹型教材やタブレットを活用した個別最適な学習、学校図書館の充実、キャリアパスポートによる系統的なキャリア教育、家庭と連携した教育力向上により、基礎学力の定着、主体的に学ぶ力を育み自立できる力を育成します。

事業名	事業の目的と内容
学力向上推進	学校において習熟度別学習や個別指導などにAI※ ¹¹ 型教材「Qubena」を活用するなど指導形態を工夫したり、家庭学習への働きかけを通して、児童生徒の確かな学力の向上と定着を推進します。
学校図書館の充実	各小中学校の図書や図書室の環境を充実させることで、児童生徒が本に親しむ機会をつくります。授業の中で調べ学習をとり入れたり、校内や家庭で読書時間を設けるなど、本に触れる環境づくりに努めます。また、学校と図書館が連携して、子どもの読書活動の推進を図ります。
ブックスタート事業	乳幼児に対して、絵本を通じた親子のふれあいをはじめ、親同士の交流やおはなし会の開催などを継続します。また、乳幼児対象のブックスタート事業の有効性を鑑み、事業を小中学校新入生にも広げ児童生徒の読書率向上をめざします。
キャリア教育の推進	子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自らの役割を果たしながら自分らしく生きる力を身につけるために、キャリア教育全体計画の作成やキャリアパスポートを活用し、系統的にキャリア教育を推進します。
家庭教育の充実	家庭はすべての教育の出発点という視点にたち、家庭の教育力向上とその充実を図るため、親子参加しやすい企画をすすめる、家庭教育の充実に努めます。

施策2 グローバル視点の先端教育の推進

子どもたちがグローバルに活躍できる「使える英語」の力を育成します。就学前からの英語イメージング保育、ネイティブスタッフ※¹⁸による質の高い授業、AI※¹¹型教材やタブレットを活用したICT※⁵教育により、実践的な英語コミュニケーション能力、グローバルな視野、情報活用能力を育みます。

事業名	事業の目的と内容
グローバル教育の推進	グローバル教育推進員を配置し、英語教育・各種取組を充実させていきます。民間企業との業務提携による就学前から高校までのプログラムを計画しています。小・中学校においては、朝活動、授業や総合学習の時間に英語で学ぶ授業を進めていきます。また、放課後活動や海陽版CEFR（語学力を測る指標）※ ¹⁹ 、イングリッシュキャンプ等を展開することで児童生徒の「使える英語」の力を伸ばし、グローバル化※ ¹³ に対応できる人財の育成を図ります。
幼児英語教育事業	認定こども園、保育所（園）において、英語による遊び等を通じて、就学前から英語に慣れ親しめるよう推進していきます。
ICT※ ⁵ 教育の推進	タブレット端末や遠隔授業システム、学校校務支援システムなどのICT※ ⁵ 環境を活かした授業をすすめるため、ICT※ ⁵ 支援員の確保や教職員へ研修を実施し、学習効率の向上を図ります。
子どもあゆみ事業活用	小学校の英語授業に英語推進員を確保し、人数の確保と教育の質のバランスを考えながらネイティブスタッフ※ ¹⁸ を主とした授業展開を促進します。
英語検定補助	英語検定の検定料の補助を通して、児童生徒の受験率や英語力の向上と学習意欲の促進を図ります。
ネイティブスタッフ※ ¹⁸ の拡充・活用促進	小・中学校の英語授業や町の英語事業を充実させるため、ネイティブスタッフ※ ¹⁸ を増員し、より英語に触れることのできる環境づくりや、国際理解を深める取組も積極的に行います。



ネイティブスタッフによる授業



オンライン英会話授業

■コラム 英語教育（グローバル教育）

海陽町では、中学校を卒業する時期には全員が簡単な英会話ができる状態をめざして、英語教育（グローバル教育）に取り組んでいます。

教育委員会のグローバルチームは、英語教育（グローバル教育）について、「英語の言語能力」、「非言語のコミュニケーション能力」、「多様性を尊重したチームワーク」、「インターネットなどの基本的なスキル」、「自発的な探究力」、「自己実現する力」の6つの力を育てることが特に大事だと語っています。

また、保護者のアンケートでは、町の学校教育で、今後特に力を入れる必要があると思うことについて、「英語教育（グローバル教育）」が55.4%と最多回答となっており、英語教育（グローバル教育）に関する取組を充実することが求められています。

グローバル教育推進員の方が考える 英語教育（グローバル教育）で必要な力	理由
英語の言語能力	自分のアイデアを整理したり、誰かに伝えたりするために必要な力
非言語のコミュニケーション能力	
多様性を尊重したチームワーク	海外の人と一緒に活動する時に必要な力
インターネットなどの基本的なスキル	情報の収集や発信に必要な力
自発的な探究力	グローバル社会において、自分の力で様々な場面に対応するために必要な力
自己実現する力	自分の言葉で発言するなど、自分が思っている計画を実現するために必要な力

■コラム グローカル・マインド

「グローカル・マインド」とは、「グローバル（世界）」と「ローカル（地域）」の両方の視点で考えて行動することや心構えを意味します。

グローバルチームは、「グローカル・マインド」を育てることが、世界で活躍するグローバル人財を育成するために重要。自分の生まれ育った地域での暮らしや文化と、他の地域の違いを発見し理解することで、より自分達のアイデンティティ（自己認識）が明確になり、多面的に物事を考え発信できるようになる。今後の「グローカル・マインド」の育成に向けて、グローカル教育を行っている自治体との連携や、こども園で行われているイマージョン保育を小学校の授業に生かせるようにしていきたいと語っています。

■方針3 地域と共創する教育力の向上

学校から情報発信を積極的に行い、地域全体の教育力を向上させます。コミュニティ・スクール^{※9}を核とした協働体制と、インクルーシブ教育^{※20}・人権教育・食育・青少年健全育成により、地域に愛着を持ち、社会に貢献する人材を育成します。

施策1 コミュニティ・スクール^{※9}を核とした教育力の向上

学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進します。学校運営協議会を核とした協働体制の構築、地域人材を活かした土曜学習、放課後子ども教室による安全な居場所提供により、地域教育力の向上、子どもの社会性育成、ふるさとへの誇りの醸成、学校と地域が連携・協働する体制を維持し、地域住民が学校の教育活動を通して絆を形成し、コミュニティへの参画や学校課題及び地域課題の解決を図っていただけるようにします。

事業名	事業の目的と内容
学校活性化協議会	各小中学校の運営上の諸課題や海部高校の魅力化推進、土曜学習の在り方等について様々な角度から意見交換して、学校運営の改善や児童生徒の健全育成や全体の教育内容の向上について取り組みます。
コミュニティ・スクール ^{※9} の充実・推進	保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度を導入し、地域の力を学校運営や児童生徒の育成に活かす「地域とともにある学校づくり」を推進します。
土曜学習の推進	学校、家庭、地域社会が連携し、様々な体験活動を行うことで、児童生徒の「主体性・生きる力」の育成を図ります。
放課後子ども教室の運営	放課後に児童を一時的に預かり、保護者に代わって地域住民である指導員が見守り役をすることで、学習やスポーツ、文化活動等の取り組める安全・安心な居場所の提供を推進します。



土曜学習



郷土料理体験

施策2 豊かな心と体の育成

すべての子どもが安心して学び、豊かな心と健やかな体を育むことをめざします。子どもたちの思いやりの心など豊かな心を育てるため、体験活動の充実やインクルーシブ教育^{※20}の推進を図るとともに、いじめ防止対策、不登校の早期発見・早期対応に取り組みます。人権尊重、健全な食生活、地域への愛着、福祉の心を育成し、すべての子どもが安心して学び、豊かな心と健やかな体を育むことをめざします。

事業名	事業の目的と内容
インクルーシブ教育 ^{※20} の推進	共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらずすべての児童生徒ができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことができるよう、支援体制の整備を継続していきます。
スクールカウンセラー ^{※21} ・スクールソーシャルワーカー ^{※22} 活用	いじめや不登校、虐待等、児童生徒や家庭の課題に対して、相談活動を実施したり、支援機関と連携することで、それらを解決・改善を図るため、県事業であるスクールカウンセラー ^{※21} やスクールソーシャルワーカー ^{※22} を活用します。
人権教育の推進	学校・家庭・地域・関係機関等が時代の変化に応じた人権教育・啓発活動を推進することを通して、人権尊重の精神の涵養を図り、差別意識の解消・人権意識の高揚に向けた教育や普及啓発などを推進します。
食育の推進	学校を中心に家庭や地域と連携を図り、様々な学習や日々の学校給食を通して食や地場産食材に関する関心・理解を高め、子どもの健全な食生活の実現と食への感謝の気持ちを育むことに努めます。
学校給食の充実	児童生徒が地域への愛着や農業への興味・理解を深め、食に対する正しい考え方を身につけるために、安全・安心な地場産物を活用した給食の提供を推進します。
いじめ・不登校防止	多様化するいじめ・不登校問題についての予防対策として、SW ^{※23} 連絡会（不登校対策協議会）の立ち上げの検討を行います。問題が発生した場合には、解決のための取組を実施します。
第三の居場所・高校生等の居場所事業	主に小学校低学年を対象に家庭の困難に関わらず、全ての子どもたちが自己肯定感・人や社会と関わる力等を育む居場所を運営します。また、高校生を中心に世代を超えて地域社会と繋がる居場所を運営します。
定期補導活動	防犯パトロールなどの計画的な実施を通して、学校や関係機関との連携を深め、青少年の非行防止と健全育成を推進します。
青少年健全育成活動の推進	青少年健全育成の推進のため、地域ぐるみでの健全育成への取組を図り、家庭、地域の連携を通じた青少年の健全育成や、様々な奉仕・体験活動を通じた地域健全育成活動を推進します。
学校教育における福祉教育の充実	すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく社会生活の中でともに支えあい、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう、「ともに生きる力」を育むことを目標とした教育を推進します。

生涯学習

■方針4 学び合いが町と人をつくる生涯学習の充実

すべての町民が生涯にわたり学び続ける環境を整備します。多様なニーズに対応するため、民間団体などと連携、協働した学習活動の展開により、自己実現と社会参加を促し、人づくり、地域づくりに努めます。

施策1 生涯学習の振興

地域住民の興味・関心に応じた多様な学習機会を提供し、地域文化の継承・発展、地域コミュニティの活性化、生きがいづくりを推進することを目的とし、子どもから高齢者まで、すべての町民が生涯にわたって学び続けることができる環境を整備し、学びを通じた豊かな人間形成と地域づくりに主体的に参画する人材の育成をめざします。

事業名	事業の目的と内容
生涯教育の振興と充実	子どもや成人、高齢者や障がい者等、地域住民の興味・関心に応じた各種多様な教室の開催や普及啓発を通して、学習・学びの機会を提供し、生涯教育の振興と充実を図ります。
公民館活動	地域活動の拠点である公民館を中心に、学校などの関係機関や団体等と連携して地域住民が交流・親睦を深める活動を展開することで、地域の連帯感の醸成を図ります。
社会教育施設の充実（公民館・体育施設も含む）	阿波海南文化村や公民館、体育施設等といった社会教育施設の維持管理や利用促進に努め、地域住民の自主的な社会教育活動の推進・充実を図ります。
地域づくりに取り組む人財や団体の育成	地域住民が主体となって文化やコミュニティを維持し発展させることができるよう、生涯学習を推進して人財や団体の育成に努めます。
グローバルな人財の育成（ALT ^{*18} などの活躍）	ALT ^{*18} などの発想や技能を活用し、児童生徒を含めた町民が国際的視野を持つためのイベント等を実施することで、語学力だけでなく積極性やコミュニケーション能力、異文化に対する理解等を高めた適応力のあるグローバルな人財の育成を図ります。
地域における福祉教育の充実	高齢者や障がい者等の日常生活や社会生活についての正しい理解と認識を深め、また児童生徒の健全な育成と地域福祉の増進をめざし、研修や啓発を行って福祉教育の充実を図ります。
挨拶や声掛けによる教育の充実	住民・保護者・教職員の協力により「登下校の見守り・声かけ」を推進し、住民同士の挨拶や声掛けを通して、地域ぐるみで家庭教育や学校教育、社会教育の充実を図ります。

施策 2 3館（文化館・博物館・図書館）協働による社会教育と学校教育の推進

住民の学習拠点となる施設（文化館・博物館・図書館等）の整備を進め、多様な生涯学習事業の用途に対応し、各種施策の展開ができるように配慮するとともに、地域と学校の連携による地域力を高める教育を提供します。

事業名	事業の目的と内容
海陽町文化協会	芸能大会などの文化祭行事や会員の作品展示、文化施設の視察研修を実施することで、会員同士の交流を深めるとともに、地域の芸術文化の発展に努めます。
文化館の運営の充実	教育文化活動や芸術の向上・発展を目的に、文化館のホールや会議室等を利用して地域住民が広く参加できるイベントを開催し、生涯学習の推進を図ります。
博物館の運営の充実	町の特色ある歴史・文化を活かした企画展やセミナー、講演会等の企画・運営を通して、郷土の歴史・文化等の普及啓発を図ります。
図書館の運営の充実	図書や資料等の収集・整理・保存を中心として、館内展示・読書会・移動図書館車運営、読書バリアフリー法に基づく点字図書や音声・映像ライブラリー充実等により、地域住民の読書教育を推進します。また、図書館 DX により、学校図書館との連携やデジタルえほん室等の運営を充実させ、全年齢向けの ICT ^{※5} 教育の提供に努めます。
文化館自主事業	学校や地域、関係機関と連携を図り、優れた芸術・文化を鑑賞する機会を提供することで、地域住民の自主的な文化・芸術活動の推進を図ります。
阿波海南文化村祭	海陽町文化協会祭と併せて開催し、町の歴史や文化遺産を活用した各種イベントを実施することで、町内外の参加者に郷土の歴史・文化等の普及啓発を図ります。
子ども芸術劇場児童劇巡回公演	町内の小学生を対象に、徳島県児童青年演劇地方巡回公演を実施し、優れた芸術鑑賞の機会を提供します。



文化村まつり



まつかぜ号（移動図書館車）

防災教育

■方針5 地域ぐるみで生き抜く力をつける

児童生徒が災害時において危険を認識し、自らの安全を確保するための自助意識や地域を守る担い手としての共助意識の育成を図るため、防災教育を実施し、災害や防災に関する基本的知識の習得を図ります。

施策1 「生き抜く力」を育む防災教育の推進

南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、児童生徒が災害時に主体的に判断し行動できる「生き抜く力」を育成することをめざし、学校における防災教育を充実させ、災害が発生した場合に自らの身を自らで守れるよう児童生徒の防災力を育むとともに、地域・家庭・学校が一体となった防災教育を推進し、地域全体の防災力向上を図ります。

事業名	事業の目的と内容
防災教育の推進	児童生徒が自らの身を自らで守ることができるよう、学校防災管理マニュアルを定期的に見直すとともに、地域と連携して継続的な防災訓練等を推進します。
土曜学習の推進（再掲）	学校、家庭、地域社会が連携し、様々な体験活動を行うことで、児童生徒の「主体性・生きる力」の育成を図ります。
子どもあゆみ活用事業	安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの一環として、防災教育に関する事業を実施します。
東日本大震災の教訓復興教育	東日本大震災の教訓を生かして、近い将来発生する巨大災害に備えるため、防災管理マニュアルを作成し、継続的に改善します。防災教育や福祉教育、キャリア教育、ボランティア教育、道徳などを「復興」の視点で再構築し、改めて学習することで、「生き抜く力」の育成を図ります。
南海トラフ地震・昭和南海地震を踏まえた防災教育	昭和南海地震における町内の被害や体験談、地震津波碑などを教材として活用・学習し、昭和南海地震の教訓を継承するとともに防災意識と実践的な防災行動力を備えた人財を育成します。



防災オリエンテーリング



避難訓練

人権教育

■方針6 人権教育の推進

すべての人が人権を尊重し合い、差別や偏見のない社会を築くため、学校・家庭・地域・関係機関が協働し、生涯にわたり継続的に人権を学ぶ教育環境をつくります。また、住民の意識向上と地域内の交流を促し、相互理解が進むことで、地域全体に人権尊重の精神が根つき、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざします。

施策1 人権に関する多様な計画性のある学習活動、啓発の推進

教育委員会、町長部局が一体となり、人権が尊重される平和で豊かな社会の実現に向けて、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、日常生活の中で顕在化・潜在化する様々な人権課題について学ぶ機会を計画的に提供することで、すべての住民が互いを尊重し、多様性を認め合う意識を育み子どもから大人までが人権尊重の精神を理解する教育を推進します。

事業名	事業の目的と内容
人権教育の推進（再掲）	学校・家庭・地域・関係機関等が時代の変化に応じた人権教育・啓発活動を推進することを通して、人権尊重の精神の涵養を図り、差別意識の解消・人権意識の高揚に向けた教育や普及啓発などを推進します。
男女共同参画社会の実現に向けた学習活動への支援	男女共同参画社会の実現に向けて、男女・外国人・高齢者・子ども・性的マイノリティ等さまざまな人権に関する問題に対し、学校・家庭・地域が一体となって、お互いを認め合い、尊重し合い、大切にされる社会の実現をめざす男女共同参画社会の構築を推進します。
共生社会の実現に向けた学習活動への支援	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会の実現に向けて、ノーマライゼーション※ ²⁴ の考え方を基本に、障がいのある人もない人も互いの人権を尊重し合う教育の推進に努めます。



いじめ問題学習



スマホ安全教室

文化・スポーツの振興

■方針7 文化振興

創造力と感性を育み、夢と感動を与え、ゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現するため、芸術・文化の鑑賞、参加、創造の機会を提供し、芸術・文化水準の向上を図るための環境整備に努めます。

施策1 文化財を活用した郷土心を育む教育の推進

文化祭など芸術文化活動の発表の場と優れた芸術文化に接する機会を提供します。また、多くの町民に参加機会が提供できるよう、様々な周知活動を行います。

事業名	事業の目的と内容
博物館の運営の充実(再掲)	町の特色ある歴史・文化を活かした企画展やセミナー、講演会等の企画・運営を通して、郷土の歴史・文化等の普及啓発を図ります。
文化財保護・活用	地域住民の文化力向上や我が国文化の進歩に貢献することを目的に、審議会における諮問や環境整備などを通して、町内の文化財の保護及び活用に努めます。
地域文化伝承の仕組みづくり	町に根差した地域文化の確かな伝承を図るため、オーラルヒストリーや語る会の開催、シニアボランティアの育成に取り組みます。こうした語る活動の推進に加え、伝統文化継承・地域活性化等補助金を活用することで、文化を次世代へ伝える仕組みづくりを推進します。



藍染め体験



海南太鼓

■方針8 スポーツ振興

子どもから高齢者まで、スポーツを楽しむことを通して体力向上や心身の健全育成をめざし、住民の健康増進、世代間交流の促進、地域コミュニティの活性化を図ります。

施策1 生涯スポーツ環境の充実

住民が継続的にスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送ることができる地域づくりを進め、生涯を通じてスポーツに触れられる環境を整備・充実させ、生涯スポーツを基盤とした、誰もが生きがいとつながりを感じられる地域社会の形成をめざします。

事業名	事業の目的と内容
スポーツ少年団助成	スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し青少年の心身に健全な育成に向けて支援します。
体育協会助成	海陽町体育協会に補助金を交付し、各種スポーツ大会を開催することで、地域住民の健康増進を図るとともに、生涯スポーツに親しめる環境づくりを推進します。
社会教育施設の充実（再掲）	阿波海南文化村や公民館、体育施設等といった社会教育施設の維持管理や利用促進に努め、地域住民の自主的な社会教育活動の推進・充実を図ります。
新春ふれあい駅伝大会運営	地域スポーツの振興として、駅伝大会を実施することにより、青少年の体力向上や町内外を問わず普段関わりのない年代の交流を推進します。
総合型地域スポーツクラブ	スポーツ教室等を通して、地域住民の生きがいのある生活と活力のある地域社会を育むために、総合型地域スポーツクラブの運営に対して補助金を交付します。同クラブでは、子どもや成人、高齢者、障がい者等といった多様な人が、それぞれの志向に合わせて健康維持や体力づくりに取り組むことができるよう、スポーツの振興を図ります。



共楽運動会



郡中駅伝大会

教育基盤の整備

■方針9 学校指導体制の充実と指導の質の向上

教員として求められる資質・能力である「授業づくり」、「学級づくり・子ども理解」や「マネジメント」に関する力を育成するため、教員のライフステージに応じた研修や、様々な教育課題や教員のニーズに対応した専門研修等を実施します。

施策1 海陽町らしい教育の質の向上

海陽町らしい教育の質を持続的に提供するため、教職員の指導力向上と働き方改革を両立させることをめざし、すべての児童生徒の学びを保障します。

事業名	事業の目的と内容
教職員の指導体制と学校の支援体制の充実	学校での会議や研修会のスリム化により、会議や研修会の時間短縮と質の向上を図り、教職員の指導力の向上と長時間勤務の実態を改善し、教職員の指導体制と学校の支援体制を充実させます。
教職員の健康管理と働き方改革の推進	教員の勤務時間に上限を設定するとともに、教員が担う各業務の標準的な時間を示し、勤務時間を意識した働き方を推進します。
学校部活動の地域展開の推進	地域における文化芸術・スポーツ環境を整備し、子どもたちがそれぞれに適した環境で活動に親しめる社会の構築をめざします。そのために、文化・運動部活動の地域における受け皿の整備等について検討し、地域展開を着実に進めていきます。
ICT ^{*5} 教育の指導員の養成	ICT ^{*5} を活用した学習を行うことで、従来の学校教育では実現できなかった広がりを持った教育を進めるため、教職員への支援とし GIGA スクールサポーター及び ICT ^{*5} 支援員を配置することにより、整備された機器を最大限に活用した授業を展開します。
ネイティブスタッフ ^{*18} の拡充・活用促進（再掲）	小・中学校の英語授業や町の英語事業を充実させるため、ネイティブスタッフ ^{*18} を増員し、より英語に触れることのできる環境づくりや、国際理解を深める取組も積極的に行います。
配慮を要する子どもへの支援体制の充実	学校教育に馴染めないでいる子どもに対して、ICT ^{*5} の活用や関係機関との連携を深めることで、教育の質と機会均等を確保する支援体制の充実に努めます。
特別支援教育の充実（巡回相談員の配置）	障がいのある児童生徒が将来的に社会に適応し、充実した生活を送ることができるよう、協議会やサポートチーム、相談員の配置など支援体制の整備促進を図ります。
町費助教員と特別支援教育支援員の配置	障がいのある児童生徒への学校生活における学習指導や安全確保等の支援を図るため、町費助教員や特別支援教育支援員を配置します。
教育委員会表彰	海陽町における文化・スポーツの振興発展に功労があり、海陽町の名誉を高め、町民に明るい話題を提供するなど、功績のあった者を表彰することで、地域住民のチャレンジ精神や積極的に学習やスポーツに取り組む意欲を高めます。

施策2 学校経営の充実

児童生徒が相互に学び合う機会の確保、豊かな人間性の構築、切磋琢磨することを通じた社会性や協調性の育成を図る教育環境の充実のため、学校規模の適正化の実現を図ります。また、小規模校においては、その教育効果の確保のための取組を推進します。

事業名	事業の目的と内容
学校規模の適正化	児童生徒数の減少に伴い、小中学校の小規模化が進んでいく中、より良い学校教育環境の充実を図るため、学校再編基本計画に基づき、学校の在り方検討委員会での検討を進め、ひとつの学校ですべての学年が複式学級になる前に、教育の質を確保するため、再編統合を進めていきます。
学校施設整備	児童生徒に安全・安心な教育環境を将来にわたって提供するために、学校施設個別計画に基づき、学校施設の適正な維持管理や運営に努めます。
衛生環境の向上（洋式トイレの整備）	各家庭における洋式トイレの普及状況やバリアフリー化、学校施設が避難所になった場合の高齢者や障がい者等の利用に配慮して、小中学校のトイレの洋式化を推進します。
児童生徒の生活習慣の改善	子どもに関する相談について、助言・指導の実施や、学校と行政との連携により相談支援体制を整えることで、児童虐待の発生予防、子どもの最善の利益の保障と、安心安全な暮らしを守ります。また、児童虐待防止に向け、人材育成および支援体制の強化を図ります。



タブレット端末を導入した授業



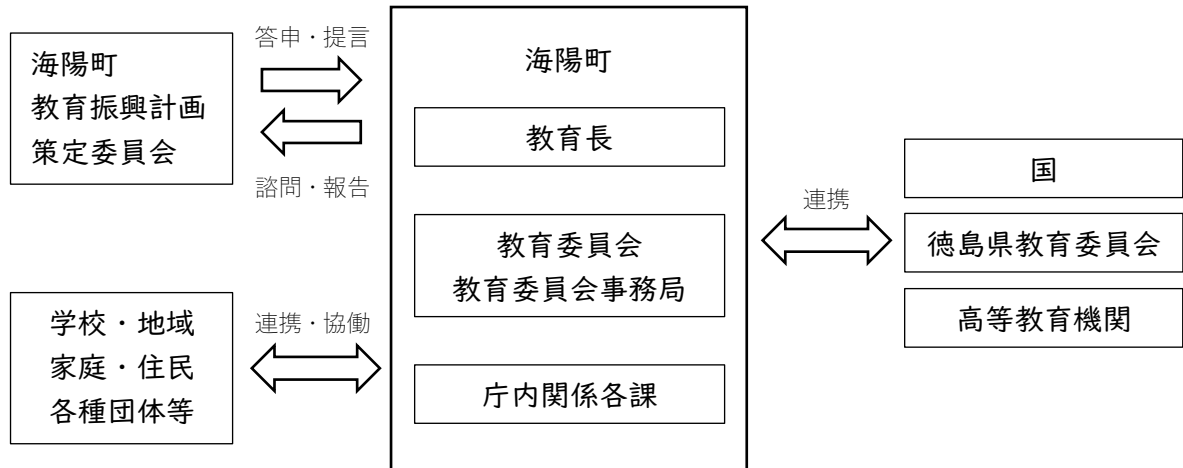
AED講習会

施策3 教育機会の確保

すべての子どもたちが等しく学習機会を確保できるよう、就学援助費の支給や奨学金の貸与を行います。

事業名	事業の目的と内容
就学援助	経済的理由により子どもに教育を受けさせることが困難な保護者に対して就学援助費を支給することで、すべての児童生徒の学びを保障し、義務教育の円滑な実施を推進します。
子どもあゆみ事業活用（再掲）	小中学校の給食費補助や中学卒業祝金（第3子以降）等の経済的支援など、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を推進します。
町奨学金貸与・おかせReターン海陽奨学金支援制度	経済的理由により修学が困難な家庭に奨学金を貸与したり、奨学金の返還に支援を行うことで、本町へのUターンや定住、地元就職の促進を図ります。
通学補助金交付	遠距離通学に要する費用を補助することで、家庭の経済的負担の軽減と児童生徒の通学時の安全を図ります。
給食費助成	町内に住所を有する小中学生を対象に給食費を助成します。認定こども園に通う園児には給食副食費を全額補助します。
体操服購入費助成	小中学校の新生を対象に、体操服購入費を上限小学校6,000円、中学校8,000円まで助成します。
中学卒業祝い金	町内に住所を有する第3子以降の中学校又は特別支援学校中学部を卒業する保護者に支給します。
子どもの居場所づくり	一般社団法人が整備する「子ども第三の居場所」と、町が整備する「高校生の居場所」の2拠点を核とし、多世代交流や食事・学習支援、遊びの場の提供を通じて、子どもたちが安心して過ごせる環境を構築することで、自己肯定感を育成します。

I 計画の推進体制



(1) 計画の周知

計画の着実な推進に向けて、地域住民との協働による効果的な教育行政の推進を図ることが重要であり、幅広い地域住民の理解と協力を得ることが不可欠です。そのため、本町の教育行政のめざす方向性や施策の内容、実施方法等に関して、情報提供に努めながら、地域住民に対する説明責任を果たします。

(2) 地域住民、ボランティア、NPO等との協働

基本計画の施策の推進に当たっては、家庭、地域、NPO、高等教育機関、教育関係団体、スポーツ・文化芸術団体等、多様な団体と行政が、この計画を通じて重要な考え方を共有し、協働することにより、社会全体で教育に取り組む仕組みづくりを進めます。

(3) 関係部局との連携

地域全体で学校教育を支援する体制づくりや学校・家庭・地域が連携した教育の推進、生涯学習等の取組は、様々な分野を所管する他の関係各課と連携し、より効果的で厚みのある施策が可能となるよう、相互の連携をこれまで以上に緊密にしながら、組織的・横断的な取組を展開します。

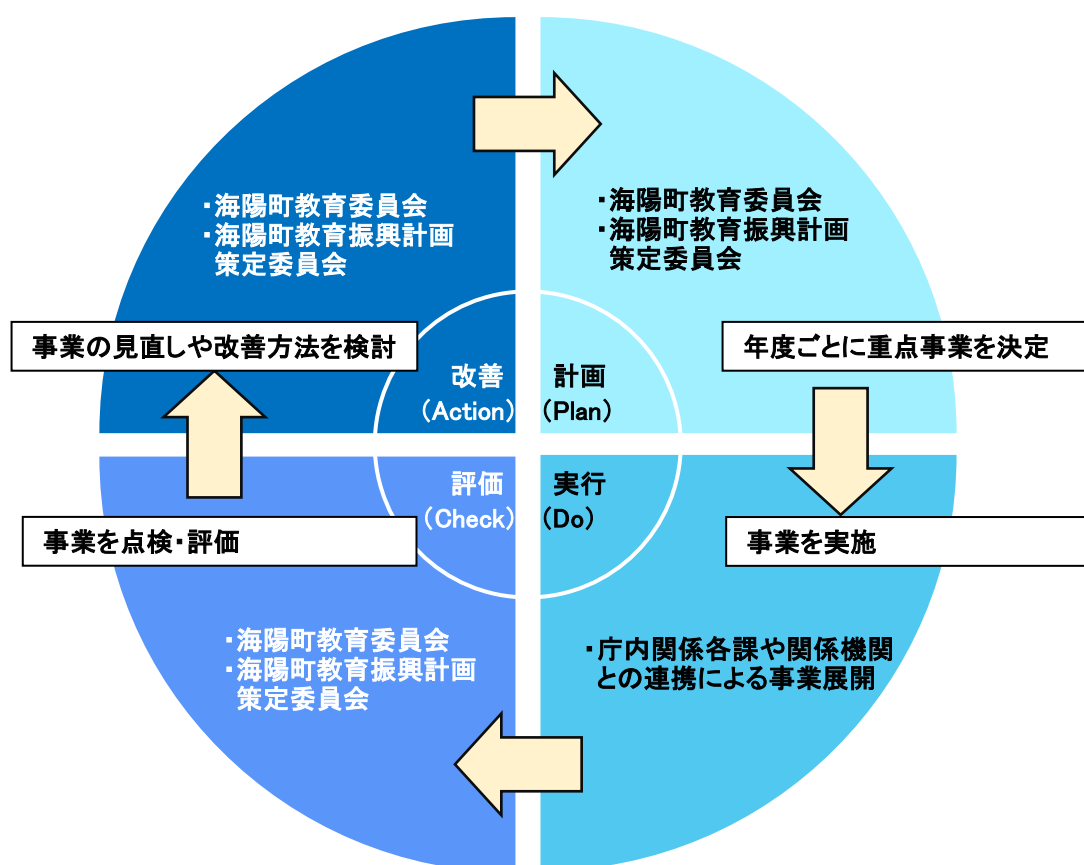
(4) 徳島県との連携及び学校への支援

町は、義務教育を行うために必要な小中学校を設置及び整備し、教育活動を実施する責任を有しています。そのため、最も地域住民に身近な立場にあるものとの認識のもとで、その意思を十分に把握し、徳島県教育委員会との連携、学校への必要な支援を図りながら、教育行政を推進します。

2 計画の進行管理

計画の実効性の確保に向けて、P D C A（Plan Do Check Action）の視点にもとづく進捗管理を行います。計画に位置付けた事業の評価については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、毎年度、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」において行い、その内容を公開します。

庁内関係各課の取組について、必要に応じて、学校や地域住民に対するアンケート調査の実施や庁内関係各課への進捗状況確認シートの結果から、計画の目標の達成状況や現状を毎年度把握します。また、数値目標を設定した事業については、数値目標による進捗評価も行います。



Ⅰ 海陽町教師5則

1. 教師は、子どもに「命の大切さ」を教える。

防災意識や防犯意識を育てると同時に、「ひとの命」は「自分ひとりの命」ではなく、長い人々の歴史の延長に「今の自分の命」があること、多くの人々に支えられて「今の自分の命」があることを教えなければならない。すなわち『縦』の「継続」と『横』の「連携」の交差したところに、かけがえのない「今の自分の命」があることを教えなければならない。

2. 教師は、子どもに「人間性」を築く。

「人間性」は、「人間（じんかん）性」である。生まれたままの「ヒト」から、人と人の関係を知る「人間」へ育てるのが教師の仕事である。「人間性」は育てるものではなく、築くものである。

3. 教師は子どもに「規範」を育てる。

「連帯」は、「規範」に先立つと言われる。人々に「連帯感」がなければ、個々人に「規範意識」は生まれにくい。生まれたとしても機能しえない。「社会性（連帯感）」の上に「規範」が築かれる。その逆ではない。

4. 教師は、子どもに「学習意欲」を育てる。

子どもの「学習意欲」は、自然に生まれるものではなく、教師が導き出してやるものである。

「社会性」は、子どもが社会で生きていくための「規範」と「知識」のことである。論理や道徳のもとには、規範意識である。

「社会性（連帯感）」から「規範」が生まれ、その上に「知識（人智）」が重なり、「人間性」が築かれる。

この行程のなかで、子ども達は学習を続ける。その土台が「学習意欲」である。

5. 教師は、学び続けなければならない。

教育とは、「学び方」を子どもに教えることである。子どもは、学び続ける教師の姿勢から「学び方」を学ぶのである。

2 海陽町教育委員会津波3原則

大津波 必ず来るぞ 覚悟持て
 わが命 自分で守る 自覚持て
 何よりも まずは避難の 構え持て

3 海陽町指定等文化財一覧

■国指定文化財*¹

No.	種類	名称	所在地
1	天然記念物	母川オオウナギ生息地	海部
2	//	鈴が峯のヤッコソウ発生地	穴喰
3	//	穴喰浦の化石漣痕	//

■国登録文化財*²

No.	種類	名称	所在地
1	登録記念物	南海地震徳島県地震津波碑※	海南
2	登録有形文化財（建造物）	多田家住宅洋館	//
3	//	平岡家住宅（主屋、台所、納屋、西塀、南塀）	//

※海陽町内には7基

■国記録選択*³

No.	種類	名称	所在地
1	記録選択	穴喰八坂神社の祇園祭	穴喰

■県指定文化財

No.	種類	名称	所在地
1	有形・工芸品	御崎神社の梵鐘	海南
2	有形・書跡	大日寺大般若経	穴喰
3	無形民俗	穴喰祇園祭の山鉾行事	//
4	史跡	大里古墳	海南
5	//	鞆浦海嘯記碑	海部
6	天然記念物	ヤッコソウ自生北限地	海部
7	//	蛇王のウバメガシ樹林	海南
8	//	加島の堆積構造群露頭	//

*1 国指定文化財：有形・無形を問わず、文化財の中で重要なもの

*2 国登録文化財：有形文化財の中で、保存と活用が特に必要なもの

*3 国記録選択：重要無形文化財に指定されていないが、我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で重要であり、記録作成や公開等を行う必要がある無形の文化財

■町有形文化財

No.	種類	名称	所在地
1	建造物	法華寺祖師堂	海部
2	絵画	薬師如来出現の図（絵馬）	海南
3	〃	涅槃図 ※高園	海部
4	〃	涅槃図 ※野江	〃
5	〃	十六善神像	〃
6	〃	母川蛭合戦	〃
7	〃	柳後亭其雪作「竹に鶴」	海南
8	〃	三木（幹）恒山作「梅に雀」	〃
9	〃	三木（幹）恒山作「鍋かぶりの図」	〃
10	彫刻	西山下六地藏	海部
11	〃	上野山石仏	〃
12	〃	阿弥陀如来立像 ※大井	〃
13	〃	夫婦合掌石仏	〃
14	〃	阿弥陀如来立像 ※高園	〃
15	〃	弘法大師坐像	〃
16	〃	阿弥陀如来立像 ※櫛川	〃
17	〃	地藏菩薩立像	〃
18	〃	明德逆修石仏	〃
19	〃	門前谷石仏	〃
20	〃	釈迦如来立像	〃
21	〃	チギレ坂地藏仏	〃
22	〃	阿弥陀如来立像 ※野江	〃
23	〃	阿弥陀如来立像 ※松木谷	〃
24	〃	阿弥陀如来立像 ※鞆浦	〃
25	〃	阿弥陀如来坐像	〃
26	〃	阿弥陀三尊像	〃
27	〃	薬師如来坐像 ※鞆浦	〃
28	〃	日蓮上人坐像	〃
29	〃	薬師如来坐像 ※奥浦	〃
30	〃	大日如来坐像	〃
31	〃	聖観音立像	〃
32	〃	不動明王立像	海南
33	工芸品	刀 建依別中島氏詮作	〃
34	〃	刀 阿州住泰吉作	〃
35	〃	鰐口	〃
36	〃	鰐口 ※大里字浜崎	〃
37	〃	刀 阿州海部住氏吉 文久三年二月吉日	〃
38	〃	脇指 阿州海部住氏吉（刀身銘）	〃
39	〃	短刀 海部氏宗 永正二年八月日	〃

■町有形文化財

No.	種類	名称	所在地
40	古文書	県史料目録掲載古文書 ※鞆浦	海部
41	〃	海部閑六書翰	〃
42	〃	県史料目録掲載古文書 ※鞆浦	〃
43	〃	庄屋文書	海南
44	〃	県史料目録掲載古文書 ※高園	海部
45	〃	県史料目録掲載古文書 ※鞆浦	〃
46	〃	県史料目録掲載古文書 ※鞆浦	〃
47	考古資料	大岩慶長・宝永地震津波碑	〃
48	〃	石斧	海南
49	〃	大里二号古墳出土品	〃
50	〃	大里一号古墳出土品	〃
51	〃	寺山古墳跡	〃
52	〃	大谷土器	〃
53	〃	大里古銭七万枚と甕一	〃
54	歴史資料	寺山石斧	海部
55	〃	斎部提瓶	〃
56	〃	四方原開拓の幟と定書	海南
57	〃	石碑「四方原開拓の偉大なる先人名門野村氏一族党三十六名と元山内家臣御旗奉行田村半之丞由来之碑」乃一開拓の旗復元の碑	〃

■町民俗文化財

No.	種類	名称	所在地
1	有形民俗	石仏・山越阿弥陀来迎図	穴喰
2	〃	諸国風俗問状穴喰村答書	〃
3	〃	一石五輪塔	〃
4	〃	鈴ヶ峰円通寺梵鐘	〃
5	〃	板碑 ※角坂	〃
6	〃	板碑 ※塩深	〃
7	〃	鰐口 ※小谷	〃
8	〃	鈴ヶ峰観音堂鐘子	〃
9	〃	穴喰村の古地図	〃
10	〃	震潮記	〃
11	〃	海部刀	〃
12	無形民俗	船津太刀踊り	〃
13	〃	穴喰の団七踊り	〃
14	〃	八坂神社の祇園踊り	〃

■町指定記念物

No.	種類	名称	所在地
1	史跡	東光寺跡	海部
2	〃	那佐湾一の島	〃
3	〃	吉田城跡	〃
4	〃	和奈佐意富曾社旧社跡	〃
5	〃	芝の掘抜き	海部
6	〃	判形人屋敷跡	〃
7	〃	御陣屋跡	〃
8	〃	海部城跡	〃
9	〃	寺山古墳跡	〃
10	〃	狼煙台跡	穴喰
11	〃	穴喰古墳	〃
12	名勝	帆ヶ島	海南
13	天然記念物	ハッチョウトンボ（中山トンボ公園）	海部
14	〃	ハッチョウトンボ（海陽町）	穴喰
15	〃	ツチトリモチ	海部
16	〃	ムクノキ	海南
17	〃	タブノキ	〃
18	〃	ジュンサイ	〃
19	〃	夫婦楠	穴喰
20	〃	オガタマノキ	海南
21	〃	豊門の大ヒノキ	穴喰
22	〃	ハマナツメ	〃
23	〃	エノキの板根	海南
24	〃	竹ヶ島生痕化石	穴喰
25	〃	轟の漣痕	海部
26	〃	伊豆尻化石	〃
27	〃	小島のヤッコソウ	〃
28	〃	笹無谷天然杉群生地	海南

4 海陽町教育振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）に基づく海陽町の教育振興計画策定に伴う検討を行うため、海陽町教育振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 海陽町教育振興計画案の策定に関すること。
- (2) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体の代表者およびその他教育長が必要と認めるもの。

(任期)

第5条 委員の任期は、策定委員会の目的が達成されたときまでとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長は、必要に応じて策定委員会に構成委員以外の者の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月9日から施行する。
- 2 この要綱による最初の策定委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
- 3 この要綱は、策定委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

5 海陽町第4期教育振興計画策定委員会委員名簿

順不同

No	役職	氏名	所属団体及び役職名	選出区分
1	委員長	皆津 隆一	前小学校長	学識経験者
2	副委員長	田村 航也	図書館長	学識経験者
3	委員	三浦 欣也	前中学校長・社会教育指導員	学識経験者
4	委員	小泉 博	かいようこども園長	教育関係者
5	委員	岩浅 英夫	海陽町内校長会会長	教育関係者
6	委員	久保 善信	海陽町内校長会副会長	教育関係者
7	委員	湯藤 浩樹	海部高等学校長	教育関係者
8	委員	乃一 俊治	社会教育委員会委員長	関係団体
9	委員	辻 芳昭	スポーツ少年団団長・町人協会長	関係団体
10	委員	井口 俊介	町P連会長	関係団体
11	委員	東谷 一郎	海陽町文化協会長	関係団体
12	委員	ラフォンテーヌ 裕子	あったかいよう理事長	関係団体

6 用語解説

■ デジタルトランスフォーメーション(DX) (※1)

デジタルトランスフォーメーション(DX)とは、企業がAIやIoTなどのデジタル技術を活用し、業務プロセスだけでなく、製品・サービス、ビジネスモデル、企業文化そのものを根本的に変革し、市場での競争優位性を確立し、新たな価値を創出することです。

■ ウェルビーイング (※2)

ウェルビーイング(Well-Being)とは、身体的・精神的・社会的に満たされ、自分らしく幸せに生きている良好な状態を指し、単に病気でない状態(健康)を超えた包括的な概念です。世界保健機関(WHO)の「健康」の定義にも登場し、近年では企業経営やSDGsなど、様々な分野で注目されており、良好な人間関係やキャリア、経済的な安定なども含まれます。

■ 教育デジタルトランスフォーメーション・教育DX (※3)

教育DX(digital transformation)は、授業や学びを変えることを目的としています。AIドリルや学習データの活用を通じて、児童生徒の個別最適化や協働学習を実現することが中心となっています。

文部科学省では教育DXは3つの柱を示しています。

ルール: 教育データの意味や定義を揃える「標準化」

ツール: 基盤的ツール(MEXCBT、EduSurvey)の整備

利活用: 教育データの分析・利活用の推進や、教育データ利活用にあたり自治体等が留意すべき点の整理

■ グローカル人財 (※4)

グローカルとは「グローバル(Global、世界)」と「ローカル(local、地域)」を掛け合わせた造語です。グローバルに物事を考える視点を持ち、その視点を活かして地域経済や社会に貢献する活動を行う人財のことです。

■ ICT (※5)

ICTとは「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。

■子どもの貧困（※6）

貧困には、絶対的貧困と相対的貧困の2種類あります。絶対的貧困は、衣・食・住において充実感を欠き、人間として最低限の生活を営むことができない状態のことです。相対的貧困は、国民の年間所得の中央値の50%に満たない所得水準の人々のことを指します。

日本には、生まれ育った環境によって、栄養バランスの取れた食事ができなったり、教育の機会が得られない子どもが7人に1人（相対的貧困率が15.6%）と言われており、その半数がひとり親世帯とされています。

■ヤングケアラー（※7）

ヤングケアラーとは、本来大人が担うべき家族の介護や家事などを日常的に行い、それによって子ども自身の学業、友達との遊び、休息などの「子どもとしての時間」が奪われ、過度な負担を抱えている子ども・若者のことです。

■リカレント教育（※8）

職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育のことです。職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含まれます。「学び直し」と表現されることもあります。

■コミュニティ・スクール（※9）

コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組みでのことで、学校運営協議会制度と呼ばれています。

■VUCA（ヴァーカ）（※10）

VUCAという言葉は、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）という4つの言葉の頭文字をとった造語です。その意味は“社会環境・ビジネス環境の複雑性が増大する中で、想定外のことが起きたり、将来の予測が困難だったりする、不確実な状態”を指します。

■AI（※11）

人工知能（artificial intelligence：AI）のことです。人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したものです。

■ Society5.0 (※12)

第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として Society 5.0 が初めて提唱されました。

■ グローバル化 (※13)

グローバル化とは、情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象を指します。特に「知」は、もともと容易に国境を越えるものであることから、グローバル化は教育と密接な関わりをもちます。さらに「国際化」は、グローバル化に対応していく過程ととらえることができます。教育分野では、諸外国との教育交流、外国人材の受入れ、グローバル化に対応できる人材の養成などの形で、国際化が進展しています。

■ 生成 AI (※14)

生成 AI (Generative AI) とは、文章、画像、音声、動画などの新しいコンテンツを自動で生み出せる人工知能のことで、大量のデータから学習し、人間が作ったような創造的で多様なオリジナルデータを生成できる点が特徴です。

従来の AI がデータ分析や分類を得意としたのに対し、生成 AI は「ゼロから何かを創り出す」能力を持ち、ビジネスやクリエイティブ分野での活用が急速に進んでいます。

■ AI リテラシー (※15)

AI リテラシーは、AI を開発するスキルではなく、AI という強力なツールを「理解し、使いこなす、共存する」ための総合的な能力であり、これからの時代を生きるすべての人に求められる基礎力となっています。

■ GIGA スクール構想 (※16)

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想のことです。

■ COCOLO プラン (※17)

文部科学省が策定した「不登校対策の COCOLO プラン」は、不登校の子どもたちが多様な学びの機会を得られるように支援するものです。不登校の児童生徒全員が、学びたい時に学べる環境を確保し、心の問題も早期に発見・支援することで、誰もが安心して学べる学校をめざしています。

■ A L T (※18)

A L Tとは「Assistant Language Teacher」の略で、外国語指導者のことです。

■ C E F R (※19)

C E F Rとは「外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠 (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)」のことです。

■ インクルーシブ教育 (※20)

インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのことです。障がいのある人とない人が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方です。

■ スクールカウンセラー (※21)

スクールカウンセラーとは、教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、およびその任に就く人のことです。

■ スクールソーシャルワーカー (※22)

スクールソーシャルワーカー (S S W) とは、児童生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職のことです。児童生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがあります。このような問題に対し、児童生徒が、自らの力で問題の解決を図れるようにする支援をスクールソーシャルワークと呼び、スクールソーシャルワークの一端を担う専門職がスクールソーシャルワーカーとなります。

■ S W (※23)

S Wとは、ソーシャルワーカー (Social Worker) を意味し、教育・医療・福祉・介護などの分野において、問題の解決を図る専門職の総称です。スクールソーシャルワーカーもその一つです。

■ ノーマライゼーション (※24)

ノーマライゼーションの理念とは、障がい者を特別視するのではなく、障がいのない人と同じように社会で暮らしていけるようにしようという考え方です。従来の障がい者福祉活動においては、障がい者に対して隔離・保護するという観点で対応がなされてきました。ノーマライゼーションは従来の考え方とは異なり、障がいのある人の日常生活の条件などを障がいのない人と同様の社会環境や条件に極力近づけていけるようにめざすものです。

発行年月：令和8年3月
発行：海陽町教育委員会
〒775-0202 徳島県海部郡海陽町四方原字杉谷 73 番地
T E L : 0884-73-1246
F A X : 0884-73-3833
E-mail : kaikyo@kaiyo-town.jp
